

食 品 に 関 す る リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン
(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)

平成 17 年 5 月 17 日 (火)

食品に関するリスクコミュニケーション

(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)

1. 開 会

姫田消費者情報官 それでは、定刻になりましたので、ただ今から食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会）を開催いたします。

本日は、厚生労働省と農林水産省の共催でございます。まず、両省を代表いたしまして、農林水産省大臣官房参事官の伊地知からご挨拶申し上げます。

2. 挨 捽

伊地知参事官 ただ今ご紹介にあずかりました農林水産省の伊地知でございます。よろしくお願いいいたします。

本日は、大変お忙しい中、米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会にご参加をいただきまして、ありがとうございます。本日の意見交換会は、厚生労働省、農林水産省で開催をするものであります。ご承知のとおり、我が国のBSE対策につきましては、厚生労働省と農林水産省で昨年の10月15日に食品安全委員会に対しまして国内の措置の見直しについての諮問を行いまして、科学的評価をしていただき、本年の5月6日に答申をいただいたところであります。これを踏まえまして、両省におきまして、我が国のBSEの国内対策の改正の手続に入っているところであります。また、一昨年のBSE感染牛の確認以来輸入停止をしております米国産とカナダ産の牛肉の輸入再開問題についても具体的な検討を行うこととしております。厚生労働省と農林水産省は、輸入再開に当たっては、食品安全委員会に諮問をいたしまして、その評価に基づいて輸入条件を決定、実施する予定となっております。

これに先立ちまして、本日の意見交換会で消費者の方々を始めとした関係者の方々と十分な意見交換をしたいということでやってきております。よろしくお願いをいたします。

姫田消費者情報官 それでは、本日の予定について申し上げますと、まず最初に厚生労

働省、農林水産省の方から、皆さん方との共通認識を持つということで、米国産牛肉のリスク管理措置とか、それから諮問の内容、そういうようなものについてご説明いたします。そして、休憩を挟みまして、その後、意見交換に入りたいと思っております。4時をめどに終了させていただきたいと思いますので、議事進行をよろしくお願ひいたします。

それではまず、本日の出席者を紹介いたします。出席者というのはそちらに座っておられる皆さんでございまして、募集により大変多数の方にご参加いただいております。募集いたしました出席者の方は、151名の応募をいただいております。出席者名簿につきましては、お手元の資料1に掲載いたしておりますので、ご了承いただきたいと思います。本日は応募いただいた方全員にご参加いただいているということでございまして、その点ご了承ください。あと、資料作成後に応募のありました方につきましては、名前を掲載できなかったということをおわび申し上げます。

それでは、皆様方に続きまして、行政からの出席者を紹介いたします。皆様方から見て一番右から順に、食品安全委員会事務局勧告広報課の大津課長補佐でございます。食品安全委員会事務局評価課の村上課長でございます。続きまして、主催者側でございますが、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の森田情報管理専門官でございます。それから、先程ご挨拶いたしました農林水産省大臣官房参事官の伊地知でございます。私は、本日進行役を務めさせていただきます農林水産省消費・安全局消費者情報官の姪田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。まず議事次第、そして座席表が入っております。それから、資料1、これは先程申し上げました参加者の名簿でございます。そして、資料2、これは後程パワーポイントで説明いたしますものでございます。できるだけパワーポイントの方を見ていただいた方がわかりやすいと思いますので、是非前の方を見ていただきたいと思います。ただ、皆様方お持ち帰りのときのためにお手元に同じものを持っておりますので、よろしくお願ひいたします。そして、参考配布といたしまして、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価について」ということで、これは、先程参事官の挨拶にもございましたように、内閣府の食品安全委員会の方で国内対策についてのリスク評価をしていただきましたが、その概要でございます。その後ろに実際のリスク評価の具体的なものが、本物が入っております。それから、カラー刷りのもので「意見交換会に参加いただいた皆様へ」というのがございます。これは、本日もリスクコミュニケーションということで、熊本では何回もやっておりますので、

おなじみになっておられる方もいらっしゃるかと思いますが、目新しい言葉でございますので、「まだ聞いたことないわ」とおっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、それを簡単に説明したものでございます。

リスクコミュニケーションというのは、真ん中の方に書いてありますが、「平成 15 年に始まった新しい食品安全行政では、国民の健康の保護を図るために、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることが重要だというリスク分析の考え方を基本としています」ということで、行政としては、今までではどちらかというと事件が起こってからその後で後始末に対応してきた。ところが、実際は、それが起こる前にいろんなところを、リスクを評価しながらその安全性を高めていくことが大事だということでございます。そういう考え方は、10 年から 20 年ぐらい前に EU やアメリカでも採用されております。そして、そのときに、平成 15 年に国の機構を変えまして、そのリスクを評価していただく機関ということで食品安全委員会を作り、そして厚生労働省の食品安全部、農林水産省の消費・安全局をそれぞれリスク管理機関として位置付けております。そういうことでのリスク分析の考え方を基本とした食品安全行政を今新しく推し進めようとしているところでございます。そのときに、リスクコミュニケーションというものは、リスク評価、リスク管理をしていく中で関係者の方々がまず情報をしっかりと共有するということ。そして、今日は、そういう意味では、まず最初に説明するのも、皆さんとの共通認識を創るということで、情報を共有するために皆さんにご説明するものでございます。そして、今日は、会場の皆さん方はそれぞれの立場の方々が、消費者の方々、生産者の方々、流通の方々、外食の方々、そして地方自治体の方々もいらっしゃると思います。そういう方々がお互いの意見を出し合ってみんなで考えようということをしていく、その中で関係者間の信頼関係をつくっていって社会的な合意形成をしていくものでございます。この意見交換会で、必ずしもリスクコミュニケーションで何かを合意して決めようということではございませんでして、その問題について認識を深めていくこと、そしてその中で行政を進めていくうじゃないかということでございます。本日は、米国やカナダにおける BSE 対策がどういうものなのかということを関係者の間で情報を共有するということ、そしていろんな立場から意見交換をいただいてこの問題について認識を深めることとしたいと考えております。是非積極的なご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、資料の後に「食の安全・安心トピックス」という薄緑色の紙が入ってございま

す。これは、インターネットをえる環境にある方につきましては、農林水産省の方から毎日、月曜日から金曜日にメールマガジンを送っております。これに登録していただきまして、農林水産省だけではなくて、食品安全委員会、厚生労働省、場合によっては環境省も含めて、食品の安全に関するプレスリリース、記者発表のヘッドラインをお届けできます。ですから、自分たちで食品の安全についての情報を検索するというのはなかなか大変でございますので、これをとつていただくと、どういうことが起こっているのかというのが日々解るというものでございますので、是非ご登録をお願いいたします。その後ろにアンケートが入っております。今後の意見交換会の開催の参考にいたしたいと思っておりますので、アンケートについても是非お答えいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入ります。

3. 議 事

姫田消費者情報官 まず、意見交換会に先立ちまして、農林水産省と厚生労働省の方から、「米国、カナダにおけるBSE対策」として、米国の現状、特に輸入再開に当たつての考え方を、初めに農林水産省の参事官の伊地知、続いて厚生労働省の森田専門官から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(1) 牛海绵状脳症(BSE)に関する米国産牛肉等のリスク管理措置について

伊地知参事官 それでは、米国、カナダにおけるBSE対策、それから輸入問題等につきまして説明をさせていただきたいと思います。

(プロジェクト)

アメリカとカナダ産の牛肉の輸入再開につきましては、先程も申し上げましたが、厚生労働省と農林水産省の方から今後、食品安全委員会に諮詢をすることとしております。輸入に際しましては、輸入される牛肉が我が国の牛肉と同等の安全性が確保されることが基本であるというのが基本的な考え方でございます。具体的には、現在のアメリカ、カナダの国内措置の基で、次の条件、すなわち20ヶ月齢以下の牛由来の牛肉であるということ、それから全月齢からSRMを除去するという条件で輸入をされました輸入牛肉と国産牛肉

とのBSEリスクについて違いがあるかどうか、そのリスクの同等性を食品安全委員会に諮詢をしたいというふうに考えてあります。これは、皆様方のお手元にお配りしている資料ではずっと後ろの方に結論として載っておりますが、再度出てまいります。

それで、私の説明でございますけれども、まず背景ということで、アメリカ、カナダにおける肉牛産業の概要について、アメリカ、カナダと日本では飼われている牛の数も違いますし、生産の構造もいろいろ違っております。そういうことについて少し説明をさせていただきたいと思っています。2番目がBSE対策の経緯と発生でございます。BSE対策の経緯といたしましては、輸入の禁止措置、飼料の規制、BSEの届け出とサーベイランス。それと、北米におけるBSEの発生の状況でございます。3番目がBSE対策の現状でございます。飼料規制、と畜場における措置、BSE検査とサーベイランス、牛の個体識別制度でございます。4番目が輸入再開に当たっての考え方ということで、食品安全委員会への諮詢、それから日本向け輸出プログラム、これは月齢の判別方法はどうやるのかとかSRMの除去をどうするのかということでございまして、最後がまとめでございます。それで、私の方からは前半部分を説明させていただきまして、後半部分については厚生労働省の方から説明をいたしたいというふうに考えてあります。

まず、米国、カナダにおける肉牛産業の概要でございます。これはアメリカとカナダの牛の飼養頭数を円グラフで示しております、円グラフの大きさが飼養頭数の大きさをあらわしたような形でここに示しております。日本では約400万頭の牛が飼われております。一方、アメリカでは日本の約20倍の9,400万頭、約1億頭の牛が飼われております。それと、カナダは日本の約3倍強で、1,500万頭の牛が飼われております。それで、アメリカの方を見ていただきますと、まず6,400万頭、これは肉用牛でございます。これがかなりのウエートを占めているということでございます。それと、酪農家で飼われております乳牛でございます。乳牛は1,300万頭ということで、全体のシェアからすると、日本等では4割ぐらいあるわけですけれども、アメリカ、カナダでは乳牛のウエートは少なくなっています。それと、これは子牛でございまして、子牛には、肉用牛になるものと、場合によっては乳牛になるものも一部含まれるというような形になっています。日本は、先程言いましたように、乳用牛の比率がかなり高いということでございます。カナダはアメリカとほぼ似たような構造になっております。

次がアメリカ、カナダのと畜頭数でございます。と畜頭数の全体の数からいきますと、アメリカは日本の25倍ぐらい、3,350万頭でございます。日本は130万頭、カナダは430

万頭ということになっています。と畜の内訳でございますが、まずアメリカの方を見ていきますと、一番多いのは去勢牛 1,650 万頭でございます。これはもう皆さんご案内のことあり、雄が生まれますと、雄そのものは去勢という形で男性の生殖機能、睾丸の方を除去しまして、やわらかくておいしい肉を生産するために去勢という形でやられます。また、性格もおとなしくなるということで、去勢をされたものが一番多い。それと、未経産が 2 番目に多いですね、1,050 万頭。この両方が、2,700 万頭になるんですけども、これがいわゆる肥育牛ということで、牛肉を最初から生産する目的で飼われているものであります。それから、繁殖というのが 270 万頭、これは肉用牛の繁殖ですが、これは、先程言いました去勢とか未経産牛を産むための母牛で、それで母牛としての役目を終えたもの。ちょっと言葉は悪いんですが、老廃牛とかよく日本でも言っていますけれども、子供を生産する役目を終えたものが 270 万頭います。それと乳牛、これは牛乳を生産する目的を終えた乳牛でございまして、これは 240 万頭。それと、数は少ないんですけども、種牛ということで、これは子供を生産するために使われた雄牛ですが、これにつきましても役目を終えてと畜されたもの。それと子牛ということになっています。日本の場合はやはり乳牛の割合が、アメリカに比べると、これは飼養頭数の傾向からいっても同じでございまして、130 万の中で、まあ、全体としては去勢牛が多いんです。ただ、この中には乳用種の去勢牛もかなり入っている。交雑種ですね、和牛と乳用種の交雑種もこの中に入っているというような形になっております。カナダはアメリカと大体傾向が似たような形になっております。

次が、アメリカ、カナダの肉用牛の飼養の状況ということで示しております。日本の場合は、ほとんど舎飼い、畜舎の中で生産されて、と殺されるまで飼われるのが多いわけですけれども、アメリカ、カナダの状況は、野外で飼育されているのが一般的であるということで、発育の段階に応じて 3 段階に分かれています。まず、繁殖農家、これは、放牧地で自然交配で雌牛が子供を産んで、子供が約 6 ヶ月になるぐらいまで母親と一緒に育てられます。これは、放牧地で草を中心に母親の乳を飲んで育っていくということで、これが繁殖農家。子牛は 6 ヶ月ぐらいまでここにあります。それから、次が育成農家ということで、これも基本的には放牧地とか、麦を収穫した後の麦畠とか、そういうところで飼われるわけですが、これにつきましては 6 ヶ月から 8 ヶ月間で、期間に少し幅がありますのは、フィードロットということで、次の段階の肥育の段階で短く肥育をしたいからここで少し長く飼ってほしいとかいうような場合には、こちらで少し長く飼って穀物等も与えて

いくということで、こういう形での幅があります。それから、肥育農家、これはいわゆるフィードロットと言われているもので、これは約3ヶ月から4ヶ月間肥育をするということで、日本に比べますと肥育期間はかなり短いということです。日本の場合は、黒毛和種とかであれば、10ヶ月齢の子牛を、その後肥育に入りまして、約20ヶ月齢肥育するというような形になります。乳用種の場合でも、7ヶ月齢の子牛をその後15ヶ月間ぐらい肥育するというような形になっていますけれども、そういう意味でフィードロットでの肥育期間も短いということでございます。それと、先程言いましたように、放牧地、外で牧草を中心に飼養されているというのが一般的であります。従いまして、この6ヶ月、6ヶ月、3ヶ月を足しますと、15ヶ月から18ヶ月齢で出荷をされるものが一般的であるということであります。

アメリカ、カナダの肉用牛のライフサイクルということでこちらに載せてあります。アメリカ、カナダと言っていますけれども、アメリカ、カナダと日本を対比したような形でこちらに示しております。まず、と畜されるものの中で、先程言いましたように、アメリカ、カナダは乳用種の割合が少のうございます。約1割程度が乳用種ということでございます。それと、肉用種が約9割。日本の場合は、乳用種が4割、肉用種が5割強という形で、その餌等の状況を見てみると、乳用種の場合は日本もアメリカ、カナダも似たような形になっています。生まれたらすぐ乳用種の場合は、牛乳は人間様のために使われますので、子牛は母親の乳を飲まずに、代用乳とか、粉ミルクですね、人工乳とかが給与されます。その後、濃厚飼料と粗飼料が給与されるということになります。先程言いましたように、アメリカ、カナダ、日本とも乳用種の場合は大体似たような形での飼料の給与がなされている。ただ、先程も言いましたが、アメリカ、カナダでは乳用種の割合はかなり少ないという状況でございます。それと、肉用種の場合は、子牛の段階は、牧草等、ミネラルとかビタミン剤とかいう補助飼料を中心に飼われまして、フィードロットで濃厚飼料、粗飼料が加えられて肥育する。それと、先程言いましたように、比較的若い月齢でと畜されるということです。日本の場合は、牧草、ふすまとかが、和牛の場合には母親に大体4ヶ月とか6ヶ月ぐらい一緒に付けて飼われますが、その後は牧草、ふすまとか、それから、先程言いましたように、10ヶ月齢ぐらいで、以降は濃厚飼料と稻わら等の給与がされていまして肥育に回るということで、肥育期間も長く、出荷月齢もかなり長い、年をとったものになる。これは、日本人が好むいい牛肉を生産するためにこういうような飼い方がされているという状況です。

それから、牧草以外の餌についてでございますけれども、いわゆる流通飼料、穀物はどういう形で餌として利用されているかといいますと、日本の場合はほとんどこれは海外からの輸入で、港の近くの配合飼料工場で配合飼料になって農家に届けられるというのがほとんどでございます。こういう単味飼料であるのは量的にもかなり少ない。一方、アメリカ、カナダでの肉用牛の場合、酪農の場合は濃厚飼料をかなり日本と同じようにやられていますけれども、肉用牛の場合には単味飼料という形で、穀物を補助飼料とともに与えるような形で、その配合飼料工場で配合飼料にして、それが農家に届けられるという割合は少ないと、そこも日本と大きな違いがあるということでございます。

それと、レンダリング産業と肉骨粉の利用の状況でございますが、アメリカの場合にはこういう形で大部分がラインが分かれているということで、豚の肉骨粉は牛にも使えますし、豚とか鶏にもこういう形で使えるということになっております。一方、牛の肉骨粉は、豚には使っていいですけれども、牛には与えてはいけない。これは、反すう獣の肉骨粉を反すう獣に与えると BSE の発生の原因になるのではないかということで、飼料規制の一番の基本は牛の肉骨粉を牛に与えないようにしようという形でございまして、そういうことは守られてやられているということでございます。一方、日本の場合は余りラインが分離されていなくて、豚と牛が一緒に同じと畜場でと畜されて、同じようなところ、レンダリングの工場で使われるということもありますし、交差汚染を防ぐという目的から、焼却をしてこれらの肉骨粉が牛に給与されないようにしようという念のための措置をかなりとっかけてきているということあります。

次が BSE 対策の経緯と発生ということでございます。まず、対策の経緯でございます。輸入禁止措置というのは、海外からその国に BSE の病原体を持ち込まないようにするということで、水際で BSE の侵入のリスクをいかに少なくしていくかという形での措置がとられるわけでございます。1986 年にイギリスでまず BSE は確認されまして、早い時期にかなりいろんな国がいろんな対応をとってきていたわけですが、アメリカ、カナダの場合、まず肉骨粉につきましては、カナダは 1988 年から、アメリカでは 1989 年に肉骨粉についての輸入を禁止しております。日本の場合は、こちらに書いてございますように、1996 年に禁止になっていますけれども、実際にはイギリスからは、飼料用、食用のカルシウムとしてのものは入っていましたけれども、餌用のものは現実的には入ってきておりませんでした。ただ、こういう形での規制としてはそういう形で、1996 年からということになっております。それと、生きた牛、反すう動物でございます。これにつきましても、

アメリカの場合は 1989 年から、カナダの場合は 1990 年から、日本の場合も 1990 年から輸入を禁止しているという状況でございます。それから、牛肉でございますけれども、アメリカの場合は 1991 年、カナダも同じように 1991 年、日本の場合は 1996 年というふうにこちらに書いてございますが、実際には、BSE の関係での禁止措置というのはこういう形になっているんですけれども、BSE 以外にイギリスで口蹄疫という病気が出ておりましたので、そのために、かなり早い時期からイギリスからの牛肉の輸入は禁止をされていたという状況にあります。

それから、2000 年になりますと、ヨーロッパのいろんな国で BSE が確認をされまして、2000 年にはアメリカはヨーロッパからの全動物の肉骨粉を禁止しております。カナダも全動物の肉骨粉を禁止しているということです。日本はヨーロッパからの牛の肉骨粉と牛肉を禁止しております。それから、2001 年、これは日本で BSE が発生をした年ですが、アメリカもカナダも日本で BSE が発生したときに日本産の牛肉の輸入を禁止しています。ただ、実際にはアメリカも、口蹄疫がその前の年に出ていましたので、そのときから引き続き輸入は禁止をされていたということで、これはあくまでも BSE の措置としてその年にとられたということでございます。それから、アメリカは、カナダで BSE が出たときには、ここで一旦輸入を止めましたが、カナダの BSE のリスクの評価をして、カナダ産牛肉の輸入を再開しております。それは、30 ヶ月齢以下の骨なし肉ということで再開をしておりまして、さらにカナダ産牛肉等の輸入解禁規則を公布しまして、全月齢の牛肉と 30 ヶ月齢以下のと畜用の牛ということで、これは生きた牛ですけれども、こういうものを輸入を認めるという形でやってきたんですけれども、現在これは、まだ一部の反対があって止まっている、裁判所に訴えられまして差し止め状況になっているということでございます。一方、カナダは、米国からの牛肉を米国での BSE の発生を受けまして止めたんですが、30 ヶ月齢以下の骨なし牛肉はいいですよということで輸入を認めていますし、さらに 2005 年には米国産牛の輸入解禁を、30 ヶ月齢未満でと畜される牛については認めてきているということでございます。日本は、カナダ、アメリカで発生したときにこの輸入を止めていっているということでございます。

それから、飼料規制、これは BSE が牛から牛に感染することを防ぐ大変重要な規制でございますが、日本の場合は 1996 年に、反すう動物由来の飼料原料を反すう動物に使用することのないように、ここは指導という形で、法律ではなくて行政主導で規制を行ったところでございます。一方、アメリカ、カナダは、1997 年に反すう動物由来肉骨粉の反

すう動物への給与を禁止しております。アメリカもカナダもそういう形でやっています。それと、2004年に動物用飼料からSRMの除去をすることを提案して、今検討をしているという状況にあります。日本は2001年から法律に基づいて牛肉骨粉の飼料利用を禁止しております。それと、全ての動物の肉骨粉の牛用飼料への利用の禁止を飼料安全法に基づいて実施しているところであります。

それから、届け出とサーベイランスでございますが、届け出というのは、BSEを見つけたら届け出をしなさいというBSEの届け出でございます。それと、サーベイランスというのは、その国にBSEの発生がどれだけあるのかという浸潤の状況等を調査する目的でやられる検査等でございます。それで、1986年、アメリカはイギリスでBSEが確認された年から発生の報告を義務化させています。発生を見つけたら報告をしなさいということで、その翌年にはサーベイランスを開始しまして、ただ、頭数的には最近では約2万頭という形で、2002年、2003年、これはBSEにかかっている可能性がありそうないわゆる高リスク牛という形で、死亡牛とか中枢神経症状が見られるような牛について検査をするということで、約2万頭、約2万頭という形でやってきております。ただ、BSEがアメリカで確認をされまして、国際調査団を招聘しまして、いろいろ対策等について検討した結果、サーベイランスは強化をした方がいいという指摘を受けまして、サーベイランスを強化しまして、現在は、2004年の6月からこれまでに32万頭の検査をしているということでございまして、カナダの場合は、発生報告義務が1990年、それからサーベイランスを1992年から実施してきています。それと、頭数的には、先程も言いましたように、カナダはアメリカに比べて飼養頭数も少ないものですから、約3,000頭、約5,000頭という形でやっていきまして、最近では2万4,000頭、さらに3万頭にする予定でいるという状況にあります。日本の場合は、1996年に発生報告の義務化をいたしましてサーベイランスを実施してきました。それで、BSEが確認されまして、対象を拡大して、大体4,500頭規模でやってきたところでございます。死亡牛を含めまして4,000頭ぐらいでやってきたところでございますが、いわゆる今いろいろ議論になってます全頭検査というのをこのときからやっていきまして、これは日本での牛のと殺約130万頭全て検査をしているということでございます。それと死亡牛の検査、これは24ヶ月齢以上の全頭を検査するということで、約9万頭の検査を実施してきているところであります。サーベイランスにつきましては、OIEという家畜の病気の国際機関等では現在、サーベイランスはBSEの症状が疑われる牛をやったらしいんだということで、健康牛については特段サーベイラン

スとしてやる必要はないというような形になっております。そして、そういう症状があるものであれば、そんなに数を調べなくてもいいんだというような基準に今はなっております。従いまして、アメリカ等は、この約2万頭とかいうときには、国際基準の40倍以上も自分たちはやっているんだというようなことを言っておりまして、それはOIEの国際基準から比べますと、アメリカは大体400頭ぐらいやればいいという形になりますので、そういう意味でこの2万頭が、国際基準を大きく上回る水準でサーベイランスをやっているんだと言っている根拠になっているわけであります。日本の場合も、OIEの基準だけいくと、ここで200頭余りの症状牛をやればいいということでございました。それと、日本は、死亡牛の検査を当初4,500頭ぐらいやっていきましょうということで始めたわけです。それは、当初EUも全部の死亡牛を調べるという形でやっていませんで、飼養頭数に応じて統計学的にこれだけの数をやればいいということで、日本の場合4,500頭ぐらいやればいいということになっていたんですけれども、途中からEUが当分の間、死亡牛、24ヶ月齢以上については全頭を検査するということで、日本もそれに倣った形で、死亡牛については全部調べましょうという形でやってきているところであります。

それから、北米におけるBSEの発生の状況でございます。カナダで3頭出でております。実は随分前に純粋な輸入牛で1頭いましたけれども、最近ではカナダで2003年5月20日に1例目が発見されまして、その後、今年の1月11日に3例目が確認をされて、いずれも高齢牛でございます。一方、2003年12月23日に、日本の時間では24日なんですけれども、アメリカでカナダからの輸入牛でBSEの確認がされているということでございます。これが北米における現時点でのBSEの発生の状況でございます。

それから、対策の現状でございます。飼料規制でございますが、アメリカ、カナダの飼料規制と日本のものを3つ並べて書いてございます。先程も言いましたが、アメリカ、カナダの場合は1997年から、それぞれ法律に基づいて、牛の肉骨粉の牛の飼料への利用の禁止とか、表示義務、記録の義務とかいうのがなされています。カナダも家畜衛生法とか家畜衛生基準で1997年から、牛の肉骨粉の牛の飼料への利用の禁止とか、表示義務、記録の義務とかいう形での規制がなされております。日本は、先程も言いましたが、2001年から、飼料安全法に基づきまして、肉骨粉の牛への利用の禁止と表示義務が課されているところであります。いずれの国も法律に基づいた規制がなされている。内容は少し違いますが、そういう形での規制がなされております。

それで、内容がどういうふうに違うかというのを少しここに書いてございますが、日本

の場合は、牛の肉骨粉は豚にも鶏にも使ったらだめですよという形での規制になっています。それと、牛には豚、鶏の肉骨粉もやったらだめですよという形になっています。先程も申しましたが、ちょっとラインの分離がされていないということがありまして、ラインが分離されて、確実に牛の肉骨粉と分離できた豚の肉骨粉については、豚と鶏には今年の4月から利用できるようになっております。そういう形でラインの分離がされれば、そういう利用の可能性が出てくるという形になっています。アメリカの場合は、牛の肉骨粉を牛に給与してはいけない。それと、豚、鶏については今は使っていいですけれども、これを使えないように、牛には給与できないようにしようということを検討しているということでございます。アメリカのものは、正確に言いますと、哺乳動物の肉骨粉を牛には給与してはならない、ただし豚、馬の純粋な肉骨粉は除くということで、豚、馬等の純粋な肉骨粉は使えるということがあって、ちょっと解りやすくといいますか、余り完全な、正確ではありませんけれども、牛の肉骨粉を牛に給与することを禁止している、反する動物の肉骨粉を反する動物に給与することを禁止しているという形で説明をさせていただいているところです。

それから、これは、そういう規制をやっているけれども、実際にどういうふうに守られているのかというのをそれぞれの国で監査、調査をした結果でございます。アメリカの場合は、2002年に12%違反があったけれども、2004年には0.1%になってきている。カナダは8%が5%、日本は1.5%が0.7%ということで、いずれも減少してきている。ただ、水準等につきましては、それぞれの国の基準でやっておりますので、単純に比較するというのはちょっと難しいのかもしれません。

今まで私がお話しした内容を少しまとめたのがこれでございます。前半部分のまとめでございます。アメリカ、カナダの牛は、若い時期、若齢期に主として牧草で飼育をされているということあります。それと、飼料は、補助飼料、ビタミンとかミネラルとかは除きまして、主として農家で配合されている割合が多いということで、これは肉用牛、肉牛の場合ですね。あと、アメリカ、カナダは日本に比べると早期に飼料規制を導入してきています。ただ、豚、鶏の肉骨粉を牛には給与できるという状況にあるということ。それと、肉骨粉は主として畜種ごとに別工場で製造される。先程言いましたように、ラインが分かれている。主として別の工場、それぞれ分かれた工場で製造されているということです。それと、飼料規制の遵守は日、米、カナダ共通の課題、これをいかに守っていくかというのが共通の課題になっているということでございます。

(プロジェクター終わり)

以上、私の方から前半部分を説明させていただきましたので、後半部分につきましては厚生労働省の方にお願いをしたいと思います。

森田情報管理専門官 それでは、引き続きまして、と畜場における措置以降をご説明させていただきます。

(プロジェクター)

これは、米国とカナダのと畜場における処理のフローの例をお示ししたものでございます。まずと畜場に搬入されて最初に行われる的是スタンニングというもので、牛を気絶させて、その後、頸動脈を切って放血ということを行います。その後、歯列、これは前歯の永久歯の生えそろい方で確認をするんですけれども、この歯列確認を行いまして、30ヶ月齢以上のものなのか未満のものなのかということを確認いたします。それで30ヶ月齢以上と判断された場合にはそれにマークを、例えば青色のマークをつけるなどして未満のものとの区別をするということでございます。その後、皮を剥いで頭部を除去して、それでお腹を開けて内臓を摘出し、背割りをする。背割りに使うのこぎりについては1頭ごとに洗浄消毒等を行って、その後に、ミーリングカッターという機械を使ったりしますけれども、こうした機械を使って脊髄を除去し、その後で高圧洗浄して重さをはかって冷却ということでございます。この冷却の段階で格付といったことが行われております。

これは、先程脊髄のところでミーリングカッターを使うと言いましたけれども、これがそういう器具でございまして、脊髄が走っているところを取っているところということでございます。これはもう少し大きく見えるようにしたもので、細かい部分ということでございます。

これは、取った枝を高圧洗浄しているところの図ということでございまして、それ以外にこういった蒸気噴霧式の吸引機を使って枝肉の洗浄などが行われているということでございます。

これは、米国におけるBSE対策の概要ということで、BSEの発生が起こる前に米国農務省の方ではハーバードリスク分析センターといったところにリスク評価を依頼しておりました。そのBSEが発生をしたといったことを受けてこういった対策を打ち出した、規制強化を打ち出したということで、それが2004年の1月12日から施行されているということでございます。この最初の3つの部分につきましては、後程のスライドで説明させていただきます。四つ目の空気噴射スタンニングの禁止ということでございます。先程ス

スタンニングで牛を気絶させるという話をさせていただきました。このスタンニングといい
ますのは、牛の額にスタンガンといったようなものでボルトを打ちつけて穴を開ける、そ
ういったことによって気絶をさせます。この空気噴射のスタンニングというのは、こうい
ったボルトをつけて額に穴をあけて、その開いた穴から圧縮空気を入れて気絶の状態を長
く維持させるということです。そういうことによって自動的にと畜処理をしていくとい
うことのためにこういうことをやっておりました。この空気噴射ということによって脳組織
が破壊されて、それでその血流中にそういった中枢神経組織が入り込んでいくといったこ
ともありましたので、そこはこの空気噴射スタンニングを禁止しているということでござ
います。それから、BSE検査中の牛肉はBSE陰性が解るまで流通を禁止したとい
うことでございます。以降、この最初の3つのことについてご説明をしていきたいと思
います。

まず、歩行困難な牛の食用禁止ということでございます。この歩行困難な牛というもの
につきましては、その理由とか、いつなったかという時期にかかわらず、全て人の食料供
給から排除をする、こういう考え方でございます。従いまして、例えばその運搬中にどこ
かをぶつけてけがをして歩行困難になるということもございますし、また運搬車から降ろ
したときに何かしら事故があって骨折などをして歩行困難になったといったものも含めて
すべて食料供給から排除していくということです。それはと畜処理をせずに処理をしてい
くということでございます。

次に、特定危険部位の除去でございます。SRMの範囲ということでございますけれど
も、これは30ヶ月齢以上の頭蓋、脳、眼、三叉神経節、脊柱、脊髄、背根神経節とい
るものと、あと全ての月齢の扁桃と回腸遠位部、ただし除去自体は小腸全体とい
うことになっています。もちろん頭蓋とか脊柱というのは骨でございまして、骨自体にBSEの感染
性というものはないわけですけれども、こういった頭蓋の中には脳とか眼とか三叉神経節
が入り込んでいるということ、それから脊柱の中には背根神経節が入り込んでいるとい
ったこともありますこういったものを使わないと。これはSRMとして指定しているとい
うことでございます。

それから、SRMの除去、フードチェーンからの排除ということでございますけれども、
各施設は、HACCP、危害分析重要管理点方式というふうにございますが、これは皆さん
よくご存じのNASAの宇宙食を作るときの衛生管理の手法として広く知られているもの
だと思いますけれども、こういったHACCPに基づく方式、あるいはSSOP、衛生
標準作業手順書というものをあって、ちゃんとした手順を作って、SRMの管理手続を定

めてＳＲＭを完全に除去して、それで施設から適切な方法で廃棄するということをしなければなりません。そして、各施設が作っているこういった手続につきましては、農務省の食品検査局、ＦＳＩＳといったようなところですけれども、その組織が妥当性と有効性を確認する、そういう仕組みになっております。

3つ目の先進的食肉回収システムの規制強化ということでございます。これはＡＭＲと言っておりますけれども、このＡＭＲというのはどういうものかといいますと、肉を作るときに、骨に肉がついています。うまく切り分ければいいんですけれども、しっかり取れるわけではありません。取り残しもあるわけで、そうしたことから、骨の部分についている肉を、骨を圧力で押さえつけることによって骨の破壊をせずに肉をこそぎ落とすみたいな形になるんですけれども、そういった方法で肉を回収するシステムでございます。この規制内容といたしましては、30ヶ月齢以上の牛の頭蓋骨と脊柱、これはＳＲＭというふうになっている部分ですけれども、その部分以外の骨からはこのＡＭＲにより肉を回収してもいいですということでございます。ただ、30ヶ月齢未満の牛の頭蓋骨とか脊柱、これはＳＲＭにはなっておりませんけれども、脳とか三叉神経節とか脊髄とか背根神経節といったようなものについて混入しないように、使ってもいいけれども、この組織は入らないようにということで規制がされているということでございます。

これは、リスク管理措置の比較といたしまして、ＳＲＭの範囲につきまして、日本と米国とカナダにつきまして比較したものです。日本は、全月齢の頭蓋、扁桃、脊髄、脊柱というものと、あと腸ですね、腸につきましては回腸遠位部というところをＳＲＭとしております。一方、米国につきましては、頭蓋は30ヶ月齢以上、脊髄、脊柱も30ヶ月齢以上で、先程申しましたように、扁桃と腸は全月齢で、腸につきましては、除去は全月齢の小腸全部ということでございます。カナダはどうかということでございますけれども、頭蓋、扁桃、脊髄、脊柱というものについては30ヶ月齢以上で、腸については米国と同様に全月齢の小腸というふうにしております。というように、各国によって若干範囲が異なっているということでございます。

それから、ＳＲＭの除去、汚染防止というものはどうなっているのかということでございます。スタンニングという牛を気絶させることについては、各国とも同様の方法で実施をしております。このピッキングというものは、先程スタンガンでボルトを額に打ちつけて穴を開けて気絶させると言いましたけれども、その開いた穴の中にワイヤのような細長いものを入れて中枢神経組織を破壊して、それで牛が反射運動で暴れて人がけがをしない

ようにこういったピッシングという処理をしているんですけれども、そうしたピッシングでプッシュして牛が暴れないようにするということのためにやっている措置ですが、日本につきましては約7割のと畜場で実施をしているということでございますけれども、米国とカナダにつきましては禁止ということで禁止されているということでございます。それから、SRMによる汚染防止措置につきましては、日本ではSSOPを作るということと、あと背割り前の脊髄除去をするということで実施をしております。米国、カナダにつきましては、HACCPまたはSSOPといった中で適切なSRMの管理をするということになっております。

次に、BSE検査とサーベイランスということについてご説明をしていきます。

まず、BSE検査の目的ということでございます。米国とカナダにつきましてはサーベイランスということで、どういうものかというと、BSEというものがどれだけ国内に入り込んでいるのかというその浸潤状況の把握とか、例えば飼料規制によって感染のサイクルを断ち切るということがあるんですけれども、そうした対策の効果がどれくらい出てきているのかといったような効果の確認のためのサーベイランスという目的のために実施をしております。日本はどうかといいますと、サーベイランスという目的と、感染牛のフードチェーンからの排除という食肉の安全の確保の目的の2つの目的で行っております。食肉の安全の確保の目的ということでありますと、と畜場におきますBSEの検査ということがあります。サーベイランスということでございますと、死亡牛の検査と、もちろんと畜場で行っておりますと畜牛の検査というものもあわせてサーベイランスということになろうかと思います。

BSE検査の対象ということでございますけれども、米国におきましては、と畜牛につきましては成牛2万頭程度行うということ。それから、先程申しました歩行困難牛などのリスク牛につきまして、これは昨年からですけれども、1年から1年半の間に30ヶ月齢以上の歩行困難牛などのリスク牛について20から27万頭程度行うというようなことになっております。一方、カナダにつきましては、歩行困難牛などのリスク牛について、30ヶ月齢以上のものについて3万頭以上するということでございます。日本はと申しますと、と畜牛につきましてはこれまで全頭を検査してきましたので、130万頭程度ということ。それから、リスク牛につきましては、死亡牛、これは24ヶ月齢以上のものを行ったりしますけれども、そうしたものと含めて9万頭程度行っていくということでございます。

少し話が変わりますけれども、次に牛の個体識別制度につきましてご説明をいたします。

牛の個体識別制度につきましては、制度といたしましては、カナダ、日本ともこういった制度は義務づけられています。いつからかということでございますと、カナダは 2002 年の 7 月からで、日本は 2003 年の 12 月から義務づけられています。米国はといいますと、2004 年に導入されて、数年後に完全実施といったようなことを予定しているということでございますけれども、現時点では任意の制度として位置付けられております。では、その個体識別制度にどういった情報が入り込むかということでございますけれども、まず個体識別番号というものと、あと出生農場というものがあります。そして、日本におきましては、追加的に、この個体識別番号、出生農場以外に生年月日等の情報が入るということ。それから、カナダにつきましては、任意ではございますけれども、生年月日の情報も入り込んでいるということでございます。

以上、これまでの概要とか規制の状況というものにつきましてご説明してまいりました。これから私共厚生労働省と農林水産省が米国産及びカナダ産牛肉の輸入再開についてどのように考えているかということにつきまして、ご説明したいと思います。

今後、食品安全委員会に米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について諮問するということを考えておりますけれども、その内容といたしましては、米国、カナダから輸入される牛肉について、我が国で流通する牛肉との BSE リスクの同等性、同等なのかどうなのかということを諮問するということでございます。その対象といたしまして、米国及びカナダでとられている現在の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された牛肉ということで、国内の規制にさらに日本向けの輸出プログラムに合致するものというような考え方でございます。その日本向け輸出プログラムというものについて、どういったことを求めるのかということで 2 点ございます。まずは、輸出される牛肉は 20 ヶ月齢以下と証明される牛由来であること、もう 1 つは、特定危険部位 (SRM) はあらゆる月齢から除去されたものであること、こういう内容でございます。そして、このプログラムなどの内容につきましては日本側による査察をするということで、これが適切に守られているかどうかということも確認をしていくということでございます。

では最初に、20 ヶ月齢以下の牛であることということについて、どういうふうにして確認をされていくんだろうかということでございます。カナダにつきましては、日本と同様にその個体識別制度が導入されてきておりますので、それに基づいてできるだろとうことです。米国につきましては、一部、生産農家の中では出生記録なんかがあるものもありますけれども、そうした生産記録による方法、あるいは生理学的成熟度というものを

利用する方法というものが考えられています。

では、その米国の月齢判別の方法について少し詳しく見ていきたいと思います。

米国では、生産農家、育成農家、フィードロットというところで飼育をされて、結果的には、最終的には 15 から 18 ヶ月齢ぐらいのものがと畜場に大体が来るのではないかというふうに言われております。じゃ、20 ヶ月齢以下の牛の月齢の確認というのをどうやってとっていくのかということでございます。1 つは、書類を管理して、出生記録等の書類によって確認をする方法というものがあります。もう 1 つは、先程申しました牛肉の格付制度を利用するという方法でございます。書類で確認をする方法というのはどういうものがあるのかということで、ここに 2 つ挙げてございます。1 つは、個体ごとの月齢証明によって生産農家からその出生記録をとる方法ということでございます。これによって確認をすると。もう 1 つは、群ごとの月齢証明ということでございます。例えば同じシーズン、秋とか春に牛の子供が生まれますけれども、そうしたシーズンに生まれた牛の中で最初に生まれた牛がいつ生まれたかということが解れば、それ以降に生まれた牛も一番最初に生まれた牛と同じ日に生まれましたよとみなしてしまえば年寄りと判定することはないわけですから、それ以降、月齢を上目に判定することはないですので、その最初に生まれた牛の日付を群の出生日として、群で月齢を確認するというような方法が 1 つ考えられております。こういった種類によって管理をするという方法がとれないといった場合には、もう 1 つの方法として格付方法を利用する方法があります。これは、昨年 10 月の日米の局長級協議の中で、こういったものがとれるのではないかというようなことがございました。その内容につきまして、本当にとれるかどうかということについて専門家に検討いただいて、枝肉の生理学的成熟度で A 40 以下といったものについてはできるのではないかということのお答えをいただいたということでございます。

それで、A 40 というふうにありましたので、A 40 と A 50 ということでここは表を示しておりますけれども、この生理学的成熟度の格付はどのようにになっているのかということでございます。まず、A というものでございますけれども、A、B、C、D、E という 5 つのランクに分かれておりまして、A が若くて E が年寄りというような流れになっております。そして、40、50 とありますけれども、40、30、20 と番号が小さくなるにつれて若くなり、50、60、70 というふうになるにつれて年寄りになっていく、成熟が進むということになりますけれども、そういった番号で作られている格付制度でございます。

そして、ここに仙椎、腰椎とございます。確認をするその判定の部分で脊髄の分離の状

況というのを見ます。仙椎というのは、腰椎、腰の部分よりもさらに骨盤の方の下の方に行つた部分というふうにご理解をいただければいいかと思います。そして、A 40 につきまして仙椎の部分はどうなっているのかといいますと、A 40 ですと明確な分離をしている。A 50 ですと分離はしていますけれども、A 40 は明確な分離があるということです。それから、上部に相当の軟骨の形跡というのがA 40 に見られる。この「上部」というのはどういうものなのかということですけれども、背中をさわっていただくとごつごつしたものがあるかと思うんですが、それを棘突起というふうに言っております。「上部」というのは棘突起のことなんですけれども、こういった上部に相当の軟骨の形跡が見られるというのがA 40 であり、A 50 ですと上部に軟骨の形跡が見られるということで、この相当程度見られるかどうかといったことでございます。

腰椎の部分はどうかということでございますけれども、この棘突起の部分が部分的に骨化をしているということ、そしてA 50 になりますとほぼ骨化しているということでございます。言葉だけで見ますとちょっとよく解らないので、写真の方で少しご確認をしていただきたいんですが、骨化というものにつきましては、軟骨から硬骨に変わっていくということでございます。軟骨というのはやわらかくて白い色をしています。そして、ここでは腰椎の部分を示しておりますけれども、腰椎の場合、その棘突起、上部と言っていますけれども、棘突起の軟骨が評価決定のポイントになります。ここが棘突起の部分でございまして、さらに細かく見たのがこれです。この白い部分が軟骨なんですけれども、一番左のものは軟骨だけになっていて白いです。そして、一部骨化というのがこれでございまして、ここの部分が赤くなっていますね、ここが軟骨なんですけれども、赤くなっている。これが一部骨化をしているもの。それから、一番右のものは、ほぼ骨化をして白い部分が見られなくなっているというところで、こういった明確な区分ができる。こっちの方が若くて、こっちの方が年老いている、こういうものでございます。

A 40 を基準として使えるかどうかということを検討していただいた牛の月齢判別に関する検討会の報告書の内容をここに挙げさせていただきました。まず、1点目といたしまして、A 40 の評価決定ポイントは高い精度での判別が可能。牛枝肉の生理学的成熟度を客観的に判別する基準としては適当であるということでございます。2点目といたしまして、A 40 を基準として採用し得るか否かの判断は、統計学的分析による数値のみだけではなく、米国産牛肉のBSE感染リスクの程度の評価とあわせて評価すべきということが言われております。3点目といたしましては、A 40 を基準として用いた場合、統計学的

分析からは、21ヶ月齢以上の牛の枝肉がA 40以下と評価される可能性は1.92%以下ということでございます。そして最後に、仮にA 40を基準として採用するといった場合には評価結果の記録、保存が必要であるということ、これについては輸出プログラムの方に反映させていくということでございます。そしてさらに、追加的な検証または事後のフォローアップが必要ですよということでございました。

これまで20ヶ月齢以下の牛であることということについて少し細かくご説明させていただきました。もう1つ、全月齢の牛からのSRMの除去ということにつきまして、ここでご説明をさせていただきます。

全月齢の牛からのSRMの除去ということにつきましては、まずSRMの範囲でございますけれども、これは我が国と同じSRMの範囲、全月齢の牛の頭部、脊髄、回腸遠位部、脊柱というような部分をSRMの範囲として指定するということでございます。そして、SRMの除去につきましては、HACCP計画、SSOPに基づいて実施をするということで、SRMの除去、分離、廃棄のための手順を作成し、実施していただくということと、その実施と監視に関する日報を記録していただくということでございます。そしてさらに、各施設が有する管理計画につきましては、米国、カナダ政府に検証をしていただくというような内容になると思います。

これは最後のスライドでございます。米国、カナダの牛肉の輸入再開の基本的な考え方といったしましては、我が国と同等の安全性が確保されることが基本であるというふうに考えております。そして、具体的には、現在の米国、カナダの国内措置の基で、20ヶ月齢以下の牛由来の牛肉、全月齢からのSRMの除去といったような条件を満たす輸入牛肉と我が国の国産牛肉とのBSEのリスクが同等なのかどうかといったような同等性を食品安全委員会に諮詢するということを考えているということでございます。

（プロジェクト終わり）

以上でございます。ご清聴、ありがとうございました。

姫田消費者情報官 どうもお疲れさまでございました。それでは、ただいまから休憩に入って、前にあります時計はちょっと進みぎみでございますが、2時20分の再開にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。2時20分にご着席の方をお願いいたします。

〔休憩〕

姫田消費者情報官 それでは、議事を再開したいと思います。

ただいまから意見交換に入りたいと思います。

(2) 意見交換

姫田消費者情報官 本日の意見交換の方法といたしまして、まず先程の説明で時間をとって説明させていただきました米国、カナダのBSE対策の現状についてのご質問をいただきたいと思います。先程の説明のように、まず米国、カナダのBSEのリスク管理対策の現状についてご説明いたしました。そして、その後に、我が国がそれに上乗せして規制を要求する内容についての諮問案というようなものを説明いたしました。まずその米国、カナダのBSE対策の現状についてのご質問をいただいて、その後、輸入再開に当たっての考え方を含めて意見交換を行ってまいりたいと思います。それから、多くの方にご発言をいただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんが、ご質問もご意見もお1人2分以内で簡潔にお願いしたいと思います。手を挙げる方が多数あったときは、まず1回目の方を優先して、同じ方は場合によってはご遠慮いただくことになるかと思っております。1分半で事務局の方が1回鳴らします。2分たちましたら2回鳴らします。ですから、1分半になりましたらご意見をまとめる方向をお願いしたいと思います。それから、ご発言に先立ちまして、お名前と、差し支えなければご所属をお願いしたいと思います。あと、意見交換の妨げになりますので、意見を言っておられるときにやじを飛ばされるとか、あるいは拍手をされるというようなことはご遠慮願いたいと思います。場合によっては、そういうことをされた場合はご退席いただくことになるかと思います。

それではまず、米国、カナダのBSE対策の現状についてのご質問をいただきます。ご発言される方は挙手をお願いいたします。是非こういうときは疑問を持ったまま帰られないで聞いて帰ってください。

大森敦子（福岡県農政部畜産課） 福岡県の畜産課の大森と申しますけれども、ちょっと質問を3つばかりお願いしたいんですが、歩行困難牛についてはアメリカ、カナダでは廃棄されるということなんですねけれども、廃棄された後の処理はどうなっているのかということが1つ。

それから、飼料の規制についても教えていただいたんですけれども、肥料についての規制はどうなのかということが2点目。

それから3つ目は、牛の肉骨粉が豚と鶏の飼料に利用可能であるということであれば、

豚と鶏の飼料が牛に給与される可能性というのはどうなのかなというのをちょっと教えていただきたいと思って、以上3つ、お願いいいたします。

姫田消費者情報官 他にございませんでしょうか。

大木弘毅（日本生協連九州地連） 日本生協連九州地連の大木と申します。今日初めて具体的な内容をお聞きしましたので、ちょっと素朴な質問をさせていただきます。

1つは、今日の基本資料の22ページのところで、上の段に月齢判別方法についてアメリカの例が載っております。これで見る限りでは、やはり月齢の確認方法については生産記録による検証を重視すべきではないかというふうに私自身は感想を持ったんですが、この牛肉の格付制度を利用するという場合の正確性というのが本当に保障されているのかどうかというのは非常に疑問を感じるので、その辺、24ページの上の段に、牛の月齢判別に関する検討会報告書のコメントが書いてありますけれども、これは間違う可能性が1.92%以下であるということですね。逆に読むと、その数字は決して低くないのではないかと思うんですが、そのことについてどうだろうかというふうな質問です。

それともう1つは、飼料規制のところですが、鶏、豚由来の肉骨粉を牛に今のところは給餌されていると。ただ、その飼料については、アメリカでは工場、ラインが区別されているというふうに説明があったんですけれども、それは明確に100%できているんでしょうか。交差汚染が非常に心配なんですけれども、その2点、ちょっとまずご質問です。

姫田消費者情報官 では、お二方のご質問について、まず肥料の規制についてとか、それから、同じことではないかと思いますが、豚、鶏への給与のときに牛にも給与されないかということ、あるいは交差汚染の問題とかということでのお話、それから月齢確認の中でA40を使ったことでの正確性について、これは農水省の伊地知参事官からお願いします。

伊地知参事官 まず、歩行困難牛で廃棄されたものはどうなるのかということでございますが、これは食物連鎖に入れない、食用にはしないということでレンダリングに回っているというふうに承知しています。

それと、肥料については、特段の規制はないのではないかというふうに聞いています。

それと、豚、鶏の肉骨粉が牛に給与される可能性はないのかどうかということでございますが、これは絶対ないとは言えないんですけども、使ったらいけませんよという、先程言いましたように、法律で表示を義務化して、牛のものは牛に使ってはいけませんよということだけをちゃんと明確にするような形でやっていますが、豚、鶏のものについては

特にそういう形で使ってはいけないということになっています。だから、先程言いました豚と鶏が牛に給与される可能があるかどうかというのは、ここに交差汚染があるかどうかというところに係ってくるわけですが、100 %分離されているのかというと、100 %ではなくて、我々が聞いているのは、約 20 %は混合で処理されるものがあると。だけど、混合で処理されたものについては、先程言いましたように、牛のものが入っているようなものについては使えないという、混合で使われているものはですね、そういう形になってきますので、そういう形での飼料規制という形での対応がなされていると。それと、それについては、監査といいますか、そういう形でやってきているというふうに承知しております。

それと、マチュリティー、1.92 %は間違う可能性があるのかどうかということですけれども、これは統計の処理上の問題でございまして、アメリカがこれについてマチュリティーが使えるかどうかというものの特別研究という形でやってきました。お手元にお配りをしております資料の 27 ページを見ていただきますと、ちょっと表が小さくて見づらいんですけども、この表を見ていただきますと、左の方に A 20 からずっと書いていまして、上方に月齢が 11、12、13、14 というふうに書いてございます。そこで、A 40 というのをこれで見ていただきますと、12 ヶ月齢が 2 頭、13 ヶ月齢が 19 頭、14 ヶ月齢が 12 頭、15 ヶ月齢が 92 頭、16 ヶ月齢が 69 頭、17 ヶ月齢が 2 頭で、18 ヶ月齢以上はないということで、これについては、アメリカが調査研究した結果では、A 40 というものは 18 ヶ月齢以上はゼロであったということなんです。ただ、これは、統計上のサンプルを分析しますと、統計学的に絶対ゼロだとは言えないわけですね、統計手法でやりますと。この分布がどういう分布で、ちょっとこれは難しいんですけども、統計学的にやると、これだけのデータだと、どうしてもデータの制約、数がありますから、1.92 %は、99 %の信頼度で 1.92 %以下であるという形になるわけです。データをどんどん増やしていくれば、この率は下がってきます。従いまして、こちらにも書いてございますけれども、追加的な検証をしていただきたいという形で、採用に当たっては追加的な検証をしてもらうということで、アメリカ側もこれについては追加のデータを出してきております。これらのデータを含めますと、A 40 に 21 ヶ月齢以上が入らないデータの数が増えれば増える程これは落ちていくということでございまして、この 2 倍のサンプルをとりますと、これは 1 %以下になっていくということで、必ず 1.92 %あるということではありません。これは、データを統計学的に分析すると、そういう形でしか表現できないということでございます。

それと、飼料規制、これは、先程言いましたように、豚、鶏、牛にやっていいけれども、大丈夫かという形で、2割ぐらいは一緒に扱っている肉骨粉はあるというふうに聞いております。ただ、大部分はラインが分離されているということを聞いております。承知しています。

姫田消費者情報官 肥料規制につきましては、世界中で我が国だけしか肥料に対しての規制はありませんでして、イギリスでもいわゆる放牧地には散布しないことという注意義務があるだけでございます。世界各国で肥料規制をしている国は我が国だけということのようございます。

今ご質問されたお二方、よろしゅうござりますでしょうか。

よろしければ、他の方、いらっしゃいませんでしょうか。

来海恵子（合志町町会議員） 合志町の来海と申します。

今の資料について、本当に素朴な質問なんですけれども、アメリカやカナダでは牛の肉骨粉を現在は豚や鶏に使われていて、その使った豚や鶏の肉骨粉を牛には食べさせていいというふうに私は理解したんですけども、それというのは逆汚染で怖くはないんでしょうか。素朴な問題ですが、よろしくお願ひします。

伊地知参事官 今言われましたとおり、アメリカでは豚と鶏の肉骨粉は牛に給与してもいいということは事実です。ただ、基本的にBSEは、牛の肉骨粉を牛に給与してはいけないというのが基本なんです。ただ、先程言いましたような交差汚染ですね、豚の肉骨粉に牛の肉骨粉が混ざって、それを牛が食べたらかかるのではないかという交差汚染の可能性があるということで、交差汚染については、先程申し上げましたが、日本の場合は、まさに牛と豚と同じと畜場とか、同じレンダで扱っているということもあって、より慎重にやらなくてはいけない。ただ、米国の場合には、100%ではありませんけれども、大部分が別々のラインに分かれて、工場も分かれているから、そういう形で、アメリカは交差汚染についての規制が日本に比べると弱いということで、それぞれの国の状況に応じたリスク管理措置がとられているということです。それで、先程言いましたように、監査、調査もやっているわけです。それは、日本でもカナダでもアメリカでもその違反の割合というのはどんどん減ってきている。ただ、ゼロではありませんけれども、これをどんどんゼロに持っていくのがそれぞれの国での課題になっているということあります。

姫田消費者情報官 食品安全委員会の村上課長、今のご質問で、牛の肉骨粉を食べた豚が肉骨粉化されて牛に給与されることについて問題はないのかということがあつたと思う

んですが、お解りになる範囲でいいんですけども、お願ひします。

村上評価課長 今の肉骨粉の危険性の科学的な認識では、BSEになった牛由来の肉骨粉を牛に食べさせると牛がBSEになってしまうというのは、科学的にそうだろうということになっているんですが、BSEにかかった牛の肉骨粉を豚に食べさせても豚はBSEにならないという事実があって、豚がBSE、狂牛病にならないのであれば、その豚を経由してまたさらに牛に感染性が戻ってくるということはないんだろうということになってございます。

姫田消費者情報官 どうもありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。他にご質問はございませんでしょうか。

徳丸純二（熊本県） 熊本の京町の徳丸と申しますけれども、日本が全頭検査をやっていた。アメリカ、カナダは全頭検査をやらない。その全頭検査を日本がしたメリット、デメリット、それを輸入国であるアメリカ、カナダに求めない。アメリカ、カナダが拒否することはどういう、日本のメリットを通じて向こうに言えないのか、アメリカ、カナダに言えないのかということが1つ。

それと、25ページの、「BSEリスクの同等性を食品安全委員会に諮問」というふうになっておりますけれども、食品安全委員会というのが果たして、その委員会というのが政府の意向によって決まる人達なのか。というのが、フルーツ類なんかのカビ防腐剤ですね、日本では禁止されているのに、輸入果実にはそれが認められているというこの現状、そういうものを含めてこういう安全委員会に単純に諮問するということが信憑性があるのかないのかということをちょっと質問させていただきたいと思います。

川上洋玄（熊本県） 菊池地区の川上と言います。

エライザ法についてちょっとお尋ねしたいんですけども、20ヶ月齢以下の牛では陽性反応が見られなかつたんですが、それは単純に見られなかつたというだけで、それを引き続き飼養した場合、24ヶ月齢、36ヶ月齢でBSEが発現するんじやないかというリスクはどのように判断されているのかというのと、もう1つ、アメリカの飼育法で成長ホルモンを投与されているという話をよく聞かされます。日本では大体24ヶ月以上飼うんですが、アメリカでは20ヶ月未満だと。20ヶ月という線引きを日本側が引いてしまうと、アメリカはますます成長ホルモンを使った飼育を行って、その牛を日本に輸出してくるということになると思うんですが、そこら辺のリスクをどういうふうに考えておられるのかちょっと教えてやってください。

姫田消費者情報官 それでは、まず最初に、アメリカ、カナダに全頭検査を要求できないかということですけれども、伊地知参事官から。

伊地知参事官 アメリカは全頭検査が食肉の安全性を確保する手段、措置ではないというふうに考えておりまして、科学的にそれは問題であるという認識がありますので、全頭検査は自分のところでは実施をしないということが1つ。それと、基本的には国際基準に沿った形での対応をやってほしいと言っているわけです。国際基準というのは、今OIEという家畜衛生の国際機関の中でBSEのコード、国際基準を、規約を作っています。その中で、BSEについては、リスクに応じて、その特定危険部位の月齢とかによりますけれども、例えば中リスク国であれば、12ヶ月齢以上の牛についての特定危険部位を除去すればいいというような形になっています。それと、暫定清浄国、低リスク国であれば30ヶ月齢以上を除去すればいいということで、アメリカは基本的には、30ヶ月齢以上で特定危険部位を除去すれば、それで安全性が確保されるので、検査そのものを要求することは過剰な措置であるということで受け入れられないということを言っておりますので、なかなかそれをアメリカは受け入れることはしないというふうに考えております。

姫田消費者情報官 あと、村上課長の方に、食品安全委員会が政府の意向によって決められるんじゃないかというようなことをおっしゃっていますので、それについて、食品安全委員会の中立性、あるいは具体的にどういうような専門調査会があって、どういうようなお話をされているかというようなことを言っていただければいいかと思います。

村上評価課長 食品安全委員会というのは2年弱前に発足をした新しい組織でありますて、各省庁とは独立して内閣府に置かれた、食品の安全評価をするための委員会です。私は食品安全委員会の事務局の評価課長ということで今ここでご説明をしておりますけれども、食品安全委員会の本体は専門家によって構成をされた委員会でありますて、そこにいる人達はみんな専門家で、食品安全委員会の中にプリオン専門調査会というのがございまして、このBSE問題についてはそこが議論しているわけですが、そのプリオン専門調査会の委員の方々はプリオンの専門家です。それで、役員はそのメンバーには入っていないくて、あくまで科学的な立場で、今アメリカがその全頭検査は科学的じゃないというふうに主張しているという話がありましたが、それが正しいのか、それとも我が国の今の20ヶ月齢以上を全て、と畜される牛については全部検査をするという立場の方が科学的なのかということを専門家として判断をしてもらうという組織であります。ですから、そこに各省から圧力がかかってくるということはありませんし、政治的、社会的な圧力からも独立

をしているというふうに考えているわけであります。

姫田消費者情報官 今のにちょっとつけ加えますと、我が国は 21 ヶ月齢以上のものについては全頭検査を要求しているわけなので、それについては入れないということでの考え方になっているということをご理解いただきたい。ですから、我が国は、21 ヶ月齢以上については国内も全頭検査をいたしますし、輸入する場合においては、当然、全頭検査を要求し、同じようなリスクの国であればということですが、相手の国の状況に応じてでございますけれども、アメリカやカナダに対して全頭検査を要求することになるので、そういうものについては入れないということになるということでございます。

それから、20 ヶ月齢以下でエライザ法で白になって、そのとき感染している可能性がある、その後どうなるのかというようなことですが、村上課長、よろしゅうございますでしょうか。

村上評価課長 おっしゃられたことは恐らくそのとおりでありますと、牛が BSE に感染していると、だんだん、だんだん体の中の BSE の濃度が高くなっています。特に BSE プリオンが集中するのは脳のある特定の部分なんですが、その濃度もだんだんと高くなってくるわけです。ですから、20 ヶ月齢で検査したところでは脳の部位からは BSE プリオンが発見されなくても、その牛がずっと長く生きているうちにあるレベルを超えると、エライザでも検出できるようになる可能性はあります。ただ、それはエライザという試験方法の限界でありますと、それは、と殺したそのときに、脳の特定の部位に存在するプリオンの量がエライザの方法で検出できるレベルに達しているかどうかによって決まるわけであります。実際に感染した牛を排除する方法については、エライザでスクリーニングをするしか方法はありませんので、エライザで出てこなかったら、これはその時点できか検査できないわけなので、一度殺した牛をまたさらに長く飼うということはできるわけがないので、そのときに検査をして白か黒かということを判定せざるを得ないということでございます。

伊地知参事官 ちょっと補足で、このお配りしている食品安全委員会の資料に、基本的には定性的な評価をしていますけれども、定量的な評価のところに少し参考になるような数字も出ておりますので、これをちょっと読んでいただければと思いますが、例えば 26 ページ、「2003 年 7 月以後の生まれで 20 ヶ月齢以下の牛群に BSE 感染牛が含まれる規模は、年間多くても 0.4 ~ 1.7 頭以下」というような形での、まあ、1 つの試算ですか、そういうのも書かれていますので、これを少し読んでいただければ、詳しいことは読んで

いただければと思います。

それと、成長ホルモンにつきましては、食品衛生法に基づきまして、残留基準値というものが決まっておりまして、それを超えるものは輸入はできないという形で規制がされております。従いまして、アメリカで成長ホルモンをどんどん使って残留基準値以上になるようなものは食品衛生法に基づいて輸入はできなく、禁止されております。恐らくアメリカでも薬の使用の基準というのがありますと、その基準に沿うような形でしか使えない規制がかかっているのではないかというふうに思います。

姫田消費者情報官 では、森田さんの方から少し補足をお願いいたします。

森田情報管理専門官 肥育ホルモンの関係ですけれども、食品衛生法に残留基準値ということでございますが、ゼラノールとかトレンボロンアセテート等の基準値を設定しておりますと、その基準値が定められておりますので、検疫所において食品の検査ということを行っておりますけれども、こうした検査の中でモニタリング検査というのも行っております。そして、そのモニタリング検査の中では、これまでのところですけれども、残留基準値を超えたものが検出されたという事例はございません。

姫田消費者情報官 それでは、時間もたってまいりましたので、意見交換に入りたいと思います。もちろん意見交換の途中でご質問されることは構いませんので、意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご意見のある方はどうぞお手をお挙げください。

怒留湯（きくちにじの会） 熊本の菊池から参りました怒留湯といいます。消費者の立場で、ただいまの質疑応答と、それから映像でお示しくださったものを見ながらの感想を加えて申し上げたいと思います。

日本で 2001 年 9 月に初めて BSE の感染が報告されて、その後、2003 年 12 月に米国で感染されて輸入が止まっているということです。そういう一連の騒動の中で、私達は始めて、日常の暮らしの中に、毎日食べている牛肉というもののバックにそういう危険性が潜んでいるということを知ってびっくりしたわけですが、それに係わる原因である肉骨粉というのも始めて聞きましたし、肉骨粉そのものの飼料のおぞましさといいましょうか、それが持つ危険性とか、それから輸入や流通に係わるシステムもまだ信頼が置けるものではないなという印象を持ってきたわけです。まだそういう印象が払拭されないときに、報道によりますと、20 ヶ月以下の牛については検査が緩和されて、秋には米国から肉が入ってくるというような方向が示されました。私は非常に心配な、今説明を受けましたし、

映像でも見せていただきましたけれども、その危惧を払拭できないであります。私達は、日常の暮らしの中で安心して安全なものを食べたいということが1番なんです。安心、安全はやっぱり100%追求されなければならないと思うんです。

時間が無いので最後にまいりますけれども、たくさん言いたいことはあるんですが、聞いておりまして、食肉といいましょうか、食べ物に関するアメリカと日本の文化といいましょうか、哲学といいましょうか、そういう食文化の違いというものを非常に感じました。ここでも明らかなように、アメリカの方針というのは、食肉に係わって、獣医学的な見地、獣医学的な観点から、この1点のリスクはしょうが無いというような方針があるような気がするんです。一方、日本の国では、健康に係わって、医学的な知見から慎重に安全性を評価するというのが私達の食文化ではないかと思うんです。私達は、先人から伝わった身土不二というような食文化を持っておりますし、特に熊本では地産地消ということで、顔の見える方に作っていただいて、安心して食べる、感謝して食べる食文化というものを大事にしております。そういう運動も展開しておりますので、是非とも政府におかれましては、人の健康と命を預かるというところから100%の安全性を確保していただきたい。どうか国民の方を向いて是非ともその辺を追求していただきたいと思います。

姫田消費者情報官 どうもありがとうございました。100%の安全性をということですが、どなたかそういうことについてのご意見とかございませんでしょうか。今のことに関してですか。

河野 健（八女中央家畜診療所） はい。

姫田消費者情報官 では、お願いします、関連ということであれば。そして、その後、私共の方からリスク分析手法についてしっかりお答えいただきたいと思います。

河野 健（八女中央家畜診療所） 福岡県の河野と申します。

今の安全という面ですけれども、そもそもこのBSEのプリオンの人間に対する危険性というのはまだ解明されていないんじゃないかと。食べたらすぐどうなる病気じゃないというふうに報道関係者も言っておりますけれども、安全というのは、実際に食べて、この言われていますデータにありますように、やはり10年たってみないと何らかの障害が出ないと。それを原因不明の中で食べさせる、食べてしまう。現に学校給食等は、輸入肉、検査していない肉は食べさせていないというふうなことを聞いています。やはり子供のために、この何年間は、せめてBSEが解る検査で検査が終了したものを食肉として子供に与えるというふうなことをひとつ注目して進めていただいたらというふうに思います。

姫田消費者情報官 ありがとうございます。具体的には、まずリスクアナリシスでどういうふうにリスクを下げていくか、特にBSEについては3つのセーフティーネットがあると思うんですけれども、その3つのセーフティーネットについて説明していただきたいのと、そしてどういうふうなことでこのBSE全体についての安全性を確保していくのかということをお答えいただけますでしょうか。

伊地知参事官 私共、リスクがある程度想定できるものについて、それを食用に供するとか、そういうことはやるべきではないというふうに基本的に考えています。ただ、食物を含め、あらゆるものについてゼロリスクというのはなかなか難しい。ただし、ある程度予想ができるようなものについてやっていくということは、そういうことはやってきていないということ。それで、BSEにつきましては、今セーフティーネットという説明をいたしましたが、まず基本的に発生を防止するという形での飼料規制を、牛の飼料規制ですね。それと、検出できるものについては検査をやっていきましょうと。検出できないものは検査をしても検出できないわけですから、検出できるものについてはBSEの検査をやっていくということ。それと、大変重要であると言われているのは、特定危険部位を除去するということが大変重要ということで、BSEについてはこういう形での対応をやっていくということでございます。それで、輸入牛肉は検査していないのではないかという話になりますけれども、これについては、先程言いましたように、検出できないようなもの、国内でもそれは検査をやらなくても、全頭検査を やらなくて(?) 21ヶ月齢で検査したものについてのリスクは変わらないという形で科学的な評価をいただいたわけで、それを踏まえて、日本の国内の措置と同等の措置で輸入される牛肉の安全性が確保されるようなものについて輸入をしていったらどうかという形で食品安全委員会に意見を聞くと。それで、先程秋にはもう再開だというお話がありましたけれども、これは、あくまでも私共は食品安全委員会に諮詢をして、その評価を踏まえてやっていくということであります。今、食品安全委員会で秋に全部審議が終わるということも決まっておりません。これは、私共は手続を踏んで、さっき言ったような条件で輸入された牛肉と国内の牛肉のリスクの違いがあるかどうか、同等性について意見を聞いて、その結果を踏まえて対応していくということでございます。

姫田消費者情報官 全ての食品について100%安全ということはあり得ません。例えば、きれいに店頭に並んでいる野菜の中にその病原体が入っていて、それで事故が起こるというようなこともあります。いろんな面でそのリスクをいかに下げていくか。ですから、100

%は無理なんですけれども、99.99 %、9をたくさん積み重ねていくというのが国としての役目であろう、行政としての役目であろうと考えております。それをできるだけ下していくということであって、どんなものも安全になるということはあり得ないということをご理解いただきたいと思います。

そして、リスク分析の手法というのは、絶対安全だから任せておけ、みんなは知らないでいいよということではなくて、リスクがあるということも皆さんにしっかりとお話しして、そしてどういうふうに一緒にやっていったらいいかということをこうやって皆さんで検討しながら進めていくというのがリスク分析の考え方でございます。もちろん100 %安全というところまでは絶対にいきませんけれども、9を幾らでも積み重ねていくというのが我々の考え方でございます。実際に道を歩いていることも、多分皆さんにはほとんど安全だと思って歩いているんですけども、突然トラックが突っ込んでこないとも限らないわけなので、どんなときでも100 %の安全というのは確保できないということはご理解いただけると思います。ですから、そういうことを積み重ねていこうと。科学者の方で、SRMの除去さえすれば絶対安全なんだとおっしゃる方もいらっしゃいます。ところが、実はSRMが確実に除去できるかどうかということは、100 %除去できるということはあり得ないわけです。これは多分99.何%かの確率で除去できるので、そういう意味では安全性が高まるということです。もう一方、全頭検査さえすれば安全だと思っておられる方、全頭検査をしないと安全だと思えないということ。ただ、20ヶ月齢以下のものを検査しても解らないということであれば、いかに検査を効率的にやって、感染牛、これは、21ヶ月齢以上のものによっては、かなりの確率で感染してあるものを検査することによって排除することができますので、その検査をすることによって安全性を高めるということができます。ですから、そういう意味で、21ヶ月齢以上を効率的に検査することによって安全性を高めていく。そして、もちろんその前に、我が国の場合には、我が国からBSE感染牛を全部なくしてしまうということをやりたいと思います。ただ、これもなかなか時間がかかることとして、そこまで到達するにはまだ時間がかかるということがございます。そういうような99.9何、9が幾つかつくようなものを幾つか重ねていくことによってできるだけ安全性を高めていきたいということが我々の考え方でございます。

どなたかご意見を。今のことでも結構でございますし、他のことでも結構でございます。

金子由美（熊本県栄養士会） 今日はお疲れさまです。熊本県栄養士会の金子と申します。ちょっと話が戻って申し訳ないんですが、先程の成長ホルモンの件と、あと2つ程お

願いいたします。

先程、成長ホルモンを使って、残留基準の方は十分検討されているということをおっしゃられたんですが、その前に、成長ホルモンというのは月齢に関係なく成長を早くしていますので、20ヶ月以下のものでも早目に異常プリオンが蓄積されるんじゃないかということにちょっと疑問を感じています。

それと、27ページの総合的成熟度別月齢分布表というのは、ちょっと聞き逃したかも知れないんですが、これはどちらの統計の結果なのかということと、それと、もしこれがアメリカのものであれば、日本でも独自のA40に対してのそういう検討というのはなされているのでしょうか。

それと、22ページの月齢判別方法について（米国の例）ということで、書類を管理する方法とこのA40の仕方が今提示されているということなんですが、書類の方だとなかなか日本での判別というのは難しい、それが正確なものかというのはちょっと判別しにくいのではないかと思います。そのA40というのをもし今後、食品安全委員会の方とかで検討されていくのであれば、日本独自でそのA40という考え方をどうされていくかというのをちょっと質問として伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

姫田消費者情報官 まず、成長ホルモンということですが、村上さん、いいですか。異常プリオンの蓄積がどういうふうになっていくかということです。ちょっと難しいかも知れませんが、解るところまでお願ひします。

村上評価課長 プリオンが牛の体内にどうやって蓄積していくのかということについてもまだ解らないことがたくさんあります。口から入って回腸の遠位部から吸収をされるところまでは恐らくそうだろうということなんですが、その後、脳に到達するのにどのような経路をたどっていくのかということはまだ解っていません。だから、そういう意味でプリオンが蓄積する仕組み自体が解っていないですから、成長ホルモンを使うとプリオンの蓄積が早くなるかどうかということは解らないんですけども、一般的に言うと、異常プリオンが体内に入ると、もともと牛の体内にあった正常なプリオンが異常プリオンに変えられていくという、そういう仕組みから考えると、成長ホルモンがそんなに影響を及ぼすとは考えられないんですけども、ただ、それは科学的な事実としてはまだ解らないというところだと思います。

姫田消費者情報官 ありがとうございます。そうしたら、27ページの表はどこの国のかということ、具体的なことについてお答え願いたいのと、それから月齢の書

類の正確性というお話をございましたが、むしろ全体の、いわゆるアメリカやカナダでのデータや今後輸入されるものについて、どういうふうなことを我が国あるいはアメリカやカナダの政府が検証していくかということも含めてお答え願えればと思います。

伊地知参事官 まず、27 ページの表は、これはアメリカでの調査結果です。先程言いましたように、アメリカはこういう格付の仕組みの中でこういうマチュリティーについての仕組みをずっと持ってきてるので、アメリカはこれを活用できるのではないかということでございます。カナダとか日本はこういう仕組みを持っておりません。従いまして、カナダについてはこの仕組みは適用しない予定であります。そういう仕組みを持っていない、そういう訓練された格付をする方がいないのでこういう格付もされませんから、これは使えない。日本についてもそういう仕組みを持っていないので、同じようなことを日本でやるのは難しい。じゃ、それをそのまま信用していいのかというお話をになりますので、そこは日本の専門家の方々に評価をしていただくということで、先程言いました牛の月齢判別に関する検討会という形で、日本の専門家の方々に3回にわたって公開の場で評価をしていただいたわけです。

具体的にどういう専門の方々にやっていただいたかというと、まず6名の専門家の方にお願いをしました。2人が解剖学の先生でございまして、東京大学の九郎丸先生と東京農工大学の柴田先生。それと、お2人が肉質格付の専門の先生です。それは、日本獣医畜産大学の先生と肉格協の方にお願いをしました。それと統計学の先生お2人、これは大学の先生と農林省の研究所の専門の方。そういう6名の専門家の方々にこれについての評価をしていただいて、先程いただいた評価結果をいただいているわけでございます。これについては、さらに先程申し上げました追加的な検証、また事後のフォローアップが採用する場合には必要であるということも言われてまして、アメリカから追加的な評価、データを出してもらうようにやっております。

それと、書類の信頼性ということでございますが、これは生産者が記録をとるわけですので、それについてその記録を活用していくということでございます。ただ、その信頼性を確保するために、輸出プログラムというものをやって、その中でパッカーがプログラムを作り、その農家でどういう形で月齢を書いてもらうかとかいうのをそこで決めます。それについて違反があった場合にはそれは取り消されるし、処罰もあります。ということで、アメリカ政府自身が監査、査察もやるというのがまず1つ。それと、日本政府も定期的に行って、そういう形でちゃんとやられているか査察をやっていくという形で対応する

ことにしてあります。

姫田消費者情報官 よろしゅうございますでしょうか。

他の方、いらっしゃいませんでしょうか。

岡村良彰（日本チェーンストア協会九州支部） 日本チェーンストア協会の岡村と申します。ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この 17 ページのリスク管理措置の比較 のところでピッキングというのがあって、アメリカとカナダの方は禁止になっているんですけれども、日本ではまだ 7 割のと畜場で実施していると。ピッキングによって飛散することによって危険性が高まるというようなことも聞いているんですけれども、ピッキングをする理由としては、危険性、牛の足が動くことによってけがをするというようなことをおっしゃっていたんですが、そのけがをするリスクはどのくらいあるのかということと、アメリカ、カナダがピッキングを以前やっていて禁止してきたのかどうかということ。それで、それをやっていないことだけがが発生しているのか、他の方法で安全性を持ってきているからピッキングをしないで済んでいるのか、そのところをお話しいただきたいのが 1 点。

もう 1 点は、ピッキングは今後、日本の方でその 7 割というのがどんどん下がってきた数字になって禁止の方向性になっていくのか、それともそこには何らかの対策というのが今からあるのかないのか、そこをお聞かせください。

姫田消費者情報官 では、森田さん、かなり詳細で大変そうですけれども、お願いいいたします。

森田情報管理専門官 私の解る範囲でお答えをしたいと思いますが、まず我が国の方のピッキングのことございます。と畜場においてどの程度のけがのリスクがという話ですけれども、数値的にお見せするようなものはないんですが、実際にピッキングを止めているところがあって、一旦止めることを検討して、一旦止めてみて、そして実際に止めてみたら、蹴られてけがをして、そうなったから仕方なしにもう一度ピッキングを始めたといったところもあるというふうに聞いております。実際にけがをされることははあるというふうに理解しております。ただ、どのくらいの程度なのかというような数量的なお話というのはできないですけれども、そういう事例はございました。

そして、ピッキングの中止に向けた指導の取り組みということでござりますけれども、7 割ぐらいのと畜場でまだピッキングをしているということでございますが、この中止に向けた取り組みとしましては、今ピッキングを中止されていると畜場が 3 割ぐらいあるわ

けですけれども、その3割ぐらいの中で比較的頭数を多くやられているようなと畜場について、その事例をまとめて事例集というのを作つて、それを各施設に配付して、その各事例を見てもらつて、自分のところでどうやつたら中止ができるだらうかというのを検討してもらおうということで、今その事例集を送つて検討してもらつてはいるというような段階ということでございます。

それから、米国とカナダのピッキングの禁止ということでございますけれども、ピッキングを禁止しているのは、BSEの問題があつたから禁止をしたとかというものではないんです。どちらかといふとピッキングをするといふのは、と畜に対してはかなり人道的にと畜をするという基本的な哲学といふのがあります、ピッキングといふのは、人道的な観点からいくと、止らないといふ、そういう考え方だと私は理解しておりますので、そういうことで禁止をしていてやってきてはいるということだと理解しております。

姫田消費者情報官 補足することはありますか。

伊地知参事官 ありません。

姫田消費者情報官 ちょっと我々の方もデータが十分なくて、お答えになつてはいるかどうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

他の方、いらっしゃいますでしょうか。

嶋田芳郎（農民運動熊本県連合会） 私は農民運動熊本県連合会の嶋田と申します。

1つは、異常プリオン研究で、たしかノーベル賞をもらわれたと思うんですが、第一人のブルシナーといふ教授が、日本の全頭検査と危険部位除去を柱とする安全対策が世界で最も有効な対策なんだということをおっしゃつておられるわけですけれども、私も全く同感です。今日、作られている資料を見ましても、アメリカとカナダと日本のいろんな対比がありましたけれども、安全対策としては日本のこの基準が私は最も有効ではないかなというふうに思つてます。ですから、アメリカさんが言つては、世界の基準がどうのこうのじゃなくて、むしろ日本の基準をいわば世界の基準にするような、私はそういう姿勢が今問われているのではないかというふうに思つてます。

それから、アメリカの判定基準に基づく 20 ヶ月以下の牛肉の輸入ということですけれども、これも私が知る限りでは、アメリカのと畜数のほとんどが 20 ヶ月以下で、21 ヶ月以上といふのは数%しかなかつたと思うんです。それを考えますと、ほとんど検査しない牛肉が日本に輸入されるということにもなるのではないかという危険を感じます。

それから、姿勢としては、少しでもリスクがあるなら、危ないかもしれないということ

で万全な対策をとることが大事ではないかと。

最後に、全頭検査を緩和するということは、若齢牛のデータが我々の手に入らなくなるということを意味するわけでもあります。今後、科学的な判定をしていく上では、BSEの人体への感染とか発症についてはまだまだ未解明な部分も多いですから、そういう点では、今後、科学的な判断をしていく上でも不可欠なデータを私たちが失うということにもなりかねないと思います。そういう点で再考していただきたいということで、質問と意見をあわせてしまいたいと思います。

高木 徹（熊本県） 熊本の高木徹といいます。

今現在、話の中心になっておりますのは 20 ヶ月未満の牛とかいうことですが、やはりこれからいろいろ検査方法も変わってくると思うわけです。それで、その 20 ヶ月がちょっと不適であったとか、ちょっと都合が悪かったとかいうようなことで改善が出てくるんじゃなかろうかと思います。そうしますと、その安全性がまた崩れまして、今言われたように、そこを例えば 30 ヶ月未満とか、いろいろ変更がありはしないかなと思います。これは、今までの食品をずっと見ておりますと、何でも安全だといっても、行く行くはそれが危険であった例が非常に多くございます。それで、新聞とかテレビなんかを見ておりますと、もう既にアメリカから輸入ができるような記事が非常に多くございます。それで、私も実際今日スーパーに行きました、買っている奥さんに「アメリカの牛肉が再開されましたら買いますか」と言ったら、「いや、買いません。やはり国産ですよ」というような声がもうほとんど全員でした。それで、メーカーの方にも聞きました、もうオーストラリアか他のところから入れましょうかねというような声も聞きました。やはりこういうときは慎重に、安全性 100 %を目指して、それを確保するんだというぐらいで、安全には安全というような、本当に石をたたくようなあれでお願いいたしたいと思います。国民の命がかかっておりますので、命です、よろしくお願ひします。

江藤ひろみ（熊本県栄養士会） 熊本県栄養士会の江藤と申します。

2 つ程お願いしたいんですが、20 ヶ月以下の牛について検査をしないということであれば、ちゃんと表示をするようにお願いしたいということと、それからもしも輸入するということになりました場合は、今スーパーに売っているものについては表示がされていますから、家庭で食べる場合は選択できるんですけども、外食の場合はそれができなくなりますので、外食の場合もどこの肉を使っているかというのを表示して、消費者に選択の幅を持たせていただけるようにお願いしたいと思います。

姫田消費者情報官 どうもありがとうございました。では、まず最初にプルシナーさんの話がありました。プルシナーさんのお弟子さんも入って検討された食品安全委員会の方から、まず前回の国内対策のときに諮問いたしました内容についてもう一度明確にお答えできますでしょうか。要するに、全頭検査が最も有効だとプルシナーが言っているというようなことを言っておりましたけれども、むしろ食品安全委員会の中で今回の答申をいただいたわけでございますが、もう一度ご確認いただければと思います。

村上評価課長 プルシナーさんが先程ご指摘になったようなことをおっしゃっていたのはそのとおりでございまして、そのことをはっきりおっしゃったのは、食品安全委員会が世界各国の専門家を東京にお呼びして、講演会といいますか、シンポジウムを開いていただいて、いろいろな立場のいろいろなお考えの専門家がおられるので、その方々からのお話を聞いた中で、その専門家のうちの1人であるプルシナー先生が、日本の全頭検査が一番正しい選択だということをおっしゃったのはそのとおりであります。食品安全委員会のプリオン専門調査会では、プルシナー先生がそういうお考えだということも十分理解をし、かつその他に全頭検査は要らないと言っている専門家の人も国際的にはおられるので、そういう方々のご意見も拝聴して、それら全てを含めて食品安全委員会のプリオン専門調査会として議論をして取りまとめたのが、今日ここに付いているこの諮問に対する考え方なんです。ですから、これは、今の日本のプリオンの専門家がみんなで相談をして、これがなかなか大変な議論だったんですけども、その議論の中で取りまとめた、今の最新、最高の英知を集めたものだというふうにお考えいただきたいと思います。

ですから、食品安全委員会の取りまとめたこういうようなドキュメントは世界に発信をしていく必要があるというふうに思っておりまして、日本の専門家がこのように考えているということは、まあ、この諮問に対する答申ではありますけれども、それを翻訳してホームページ上に英語で掲載をして、外国の方々にも理解をしていただこうというふうに努力をしているところでございます。

姫田消費者情報官 それから、若齢牛のデータが手に入らなくなるというようなことですが、研究のあり方についてお答えいただけますでしょうか。

村上評価課長 若齢牛についてデータが手に入らなくなるのではないかということとか、あるいは先程おっしゃっておられた中に、検査方法が改善された場合に見直す必要があるのではないかということは、やはりプリオンの専門家で構成されたプリオン専門調査会においても同じようなご指摘がされておりまして、今お手元にあります食品健康影響評

価の中ではそのようなこともご指摘をされているところでございます。それらのご議論、それらのご意見があることをプリオン専門調査会としては認識しつつ、この取りまとめの結論に至ったということでございます。

姫田消費者情報官 そういたしますと、まずリスク管理機関として、若齢牛のデータを科学的研究のためにとるためだけに若齢牛を全部検査するのがいいのかどうかというようなことをお答えいただくのと、それからアメリカの牛肉は 20 ヶ月齢以下のものがどのくらいあるかということ。そして、先程もお話があったと思いますけれども、マスコミではすぐ輸入できるというような議論があるというようなこともありますので、そういうことについて伊地知参事官の方から。

伊地知参事官 若齢牛の検査、データをとるために、研究のために管理措置をやるというのは必ずしも適当ではないというふうに考えています。一方で、この資料にもありますけれども、試験研究でちゃんとやっていくということで、試験研究にも力を入れていくということになっておりますので、そういう研究の目的であれば、目的をはっきりした試験設計、研究計画を立ててやっていくことが効率的であるし、効果的であるというふうに思っております。21 ヶ月齢以上を検査するわけですから、例えば 21 ヶ月齢とか 22 ヶ月齢でたくさん BSE が検出されるということになれば、その下の方も可能性があるのではないかということも考えられてくるのではないかというふうに思います。現状は、まあ、21 ヶ月齢と 23 ヶ月齢にありますけれども、ほとんどのものはそれよりも全部上、高齢牛での発生になっております。だから、そういうことも踏まえた上で試験研究でしっかりそういうのはやっていくし、現につくばで生体牛にプリオンを給与してやれる施設も約 70 億円かけて整備しておりますし、研究費もかなりのものをつけてやっていくという形でやってきております。

それと、21 ヶ月齢以上のものがどれくらいいるかということでございます。先程も中でご紹介したように、ほとんどは 20 ヶ月齢以下なんです。それで、どのくらいあるかということで、先程言いましたように、これは 22 ページを見ていただけますか。22 ページの上のスライドの右の「A 40 以下」の下の 2 番目のところに「約 9 割が 20 ヶ月齢以下の牛の枝肉」というふうになっていまして、これは、言われるとおり、ほとんどのものが 20 ヶ月齢以下でございます。従いまして、それらのものについては、私共が今考えている諮問の内容からいくと検査をしないで入ってくる可能性があるわけですけれども、これは特にアメリカについて認めているということではないんです。日本の基準をアメリカにも

要求した結果こういう形になって、それ以上のものは日本の場合は検査をするわけですけれども、アメリカの場合は検査しないので、それは輸入を認めないということで、国際基準で日本がやろうとしているわけではないわけでございまして、日本の新しく食品安全委員会から答申がありましたことを踏まえた国内措置に沿った形、そういうことを考えた上での措置なわけでございます。だから、アメリカは本来であれば 30 ケ齢以下を認めろと言ってくるわけです。これが国際基準だと言ってきてるわけですけれども、日本はそれよりもかなり厳しい 20 ケ月齢以下のものしか認めませんよということで、日本の科学的な根拠をベースにした措置を求めていっているということであります。

姫田消費者情報官 それから、外食などの表示のことをお願いします。

伊地知参事官 表示につきましては、スーパー等では食品衛生法と J A S 法で原産国表示がされている。ただ、外食等ではないからそれについてもやってほしいということで、ちょっと義務化というのはなかなか厳しいのではないかという気もいたしますが、今ガイドラインという形で自主的な表示についての検討がなされております。そういう形で、自主的なガイドラインというような形での検討もなされてきているということでございます。一番は、皆さんがそのレストランで、これはどこの肉ですかと聞くのが一番重要なことではないかと思います。

姫田消費者情報官 また付け加えになりますが、外食で特に肉を中心に販売している外食店では、国産牛の場合はトレーサビリティで番号表示というようなものも行われますので、そういうこともご参考になるかと思います。そして、検査したものについては、検査をしましたという表示は自主的にできると考えておりますし、先程もお話があったように、スーパー等では当然原産国表示というものが、あるいは国内ですと原産地表示というものが義務づけられているということでございます。

それともう 1 つ、先程から何度も申し上げておりますが、どうも 100 % の安全性をというようなご議論があるようですが、それについてもう一度申し上げますと、今までではどちらかというと安全ですと言って、議論をしないで言ってきたことの方が非常に問題なのでないかなと考えております。そして、その結果、最初にリスクコミュニケーションのところで申し上げたように、安全ですと言ってきて、そして何か起こってから大慌てをしてその事後対策をやっていくということ。これはもちろん国民についても安全ではないですし、そしてもう 1 つは不安感をあおる、あるいは経済効果からしても余計なものにお金を使うということで、そういうことを見直すということで皆さん方に、必ずしも安全ではな

いけれども、リスクをどう下げていくかということをお話しし、議論をしていきたいと考えております。安全ですと言ってしまうことは非常に簡単で、それで議論を終えてしまうということは非常に簡単なことだろうと思っておりますが、そういうことをこれからはやっていかないということが我々の考えです。これは、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の考え方であり、日本政府の考え方でございます。

他の方、どなたかご意見ございませんでしょうか。

渉 秀憲（鹿児島県） 鹿児島県、無所属、渉と申します。

質問、意見にご回答いただきたいんですが、平成 17 年 5 月現在で日本国内で流通している牛肉の原産地ですね、言い換れば、どこからどれだけ輸入しているのか。日本で流通している牛肉を 10 とした場合に、アメリカ、カナダはゼロに近いと思いますが、それからオーストラリア、ニュージーランド、その他の地域、このように分けて、イメージで結構ですが、どれぐらいということをお答えいただけたらと思います。

それから、この資料の中に日本の場合とアメリカ、カナダの例を挙げて、リスク管理とかリスク評価について数字が出ておりますが、オーストラリア、ニュージーランド産というのは今輸入が相当増えていると思うんです。だから、当然資料の中に入れるべきじゃないでしょうか、数字とか、そういうようなのを。そのように思います。

それから、アメリカの現場から、ＳＲＭの除去について全くずさんであるというような趣旨の内部告発があったやに聞いているんです。これが、アメリカ産牛肉の輸入再開に向けてどれぐらいのリスクが増えたのかお考えをいただきたい。

もう 1 つは、昨日の新聞に、食品安全委員会の専門部会ですか、座長代理、金子教授ですかね、辞意を表明したと。これに関するその理由と、食品安全委員会としてどう考えるのか、お願いしたいと思います。

もう 1 つは、アメリカ産牛肉の輸入再開について、交渉するのは食品安全委員会ではなくて外務省の職員だというふうに聞きました。その食品安全委員会と外務省との間に、やりとりで何か意識の差というのが、ボタンのかけ違いとか、そんなのがあるんでしょうか。こういった食品安全委員会で座長代理が辞意を表明するというのは、何か混乱が生じているのかどうかなというふうにも思えます。ひとつお願いします。

姫田消費者情報官 まず、そういたしましたら、食品安全委員会の方でということですので、お答えになれる限りで、村上課長、金子先生の話をお答えいただけますでしょうか。

村上評価課長 昨日の日本農業新聞だったと思いますが、金子先生がお辞めになるんじ

やないかというような趣旨の記事が出たのは知っております。ただ、ご本人と接觸いたしましたけれども、そんなことは言っていないということでありますので、そこは私共も寝耳に水というか、そんなことは聞いていなかったのでちょっと驚いて、直接接觸をいたしましたが、そのようなことはないと思います。食品安全委員会といたしましては、プリオン専門調査会は公開でやっておりますので、金子先生にご懸念があって、あるいは厳しいご指摘があるのであれば、プリオン専門調査会の席上で厳しくご指摘をされるのが一番いいんじゃないかというふうに思っておりますので、まだ両省から諮問をいただいていないんですけども、諮問された段階では活発な議論がプリオン専門調査会において行われることを期待したいというふうに事務局は考えております。

それから、外国交渉のお話がございましたが、先程も申し上げましたように、食品安全委員会は、科学的な議論をして科学的な結論を出すということが職責として与えられておりまして、外国交渉は我々の所掌ではないんです。ですから、外交的あるいは対米の関係の中で交渉なり議論をされるのは、むしろ管理官庁の側がおやりになっておられるというふうに認識をしております。

姫田消費者情報官 ありがとうございます。それでは、今、交渉の話も出ましたが、交渉をどこがやっているのかということ。それから、多分、国内で流通している牛肉というのはデータ的にはございませんので、現在輸入されている牛肉ということしかお答えできないと思いますが、そういうことについて。

そして、オーストラリア、ニュージーランドをなぜ資料中に入れなかったかということは、今日の議論がアメリカ、カナダ産の牛肉の輸入についての諮問をどうするかということでございますので、資料中にいろんなものを何でも入れてしましますと、皆さん方のご理解をかえって妨げることになると考えておりますので、議論と直接関係のないものについては全部捨象させていただいております。

それでは、今の件について、交渉の方、それから国内で流通している牛肉は難しいと思いますので、輸入されている牛肉の原産国についてお願ひします。

伊地知参事官 牛肉については、ほとんどがアメリカと豪州からの輸入でございました。例えばBSEで輸入が止まる前、平成14年度、豪州から26万トン、アメリカから24万トン、その他の国が3万トンということで、ほとんどが豪州とアメリカ。その他の国にはニュージーランド、カナダが主な国で入っていました。メキシコがごく一部。今のは14年です。それで、BSEでアメリカ、カナダが止まりましたので、豪州からの輸入がかな

り増えています。豪州からの輸入は、16年の4月から12月だと47%増えて約1.5倍になっているということです。豪州からの輸入が増えていると。ニュージーランドはもともとの量が少ないわけですが、メキシコとかニュージーランドも量が少ないんですが、これは増えていると思います。だけど、メインは豪州で、一番の大どころが1.5倍ぐらいに増えているということです。

それと、交渉は、外務省を窓口にしまして、リスク管理機関の農林水産省、厚生労働省が、アメリカ側といろいろ手続等についての事務的な打ち合わせとか協議とかをやらせてもらっています。

渉 秀憲（鹿児島県） 低レベルで。

伊地知参事官 低レベルといいますか、事務局レベルとか局長級レベルとかがありまして、輸入が止まりまして、その後4回程局長級レベルの協議をやりまして、大筋をそこで共通の認識をしたということでございまして、昨年の10月21日、22日、23日に、国内の手続を条件に、先程言ったような形での認識を共有した、輸入条件についての認識を共有した。その後、それを実際に具体的にどうやっていくのかという手続的なことは、事務レベルでいろいろやらせていただいているということです。

渉 秀憲（鹿児島県） ボタンのかけ違いはないんですか。

伊地知参事官 細かいところであるかと思いますけれども、それぞれ目的を持って議題を決めてやっていますので、そこについてはそんなに大きなボタンのかけ違いはない。ただ、さっき言われたように、根本のところの認識が大きく、アメリカにしてみれば、20ヶ月齢というのはあくまでも暫定的な措置であるというふうに考えているわけです。アメリカにしてみれば、日本は国際的な基準でやるべきだと。だから、30ヶ月齢でやってほしいというのはありますけれども、その局長級協議のときにも、暫定的なものではあるけれども、そういう形で20ヶ月齢以下でいいという認識でアメリカと認識の共有がなされております。

姫田消費者情報官 それから、森田さんの方になるんですかね、SRMの除去について内部告発がありましたか、そういうことについてどう考えるかということだと思います。

森田情報管理専門官 この告発の内容につきましては、SRMの管理が適切に行われていないといったような内容の警告書簡が米国農務省の方に提出されたというふうなお話だと思います。この件につきましては、厚生労働省等、国の方としまして、米国農務省に照会をいたしております、その回答といたしましては、問題が生じている施設が明確でな

いといったことから、事実関係も含めて調査中であるというようなことでございました。この件につきましては、今後とも情報収集を行っていきたいというふうに考えております。

渉 秀憲（鹿児島県） まゆつばものではないんですね。この信憑性はある程度あるんでしょう。

森田情報管理専門官 そこは、農務省の方からの回答としてはそのようなことでござります。ただ、実際に輸入再開、実際に今諮詢しようとしている内容としましては、国内の規制が適切に守られていて、かつ日本向けの輸出プログラムが適切になされているといったようなところからの輸入を認めるということでの諮詢を考えているわけでございまして、それについて、米国政府なりがＳＲＭの除去等につきましてはちゃんと検証するということですし、日本側からも定期的な査察を行って、適切になされているところを確認するということでございますので、ここの事実関係につきまして、現時点では何とも申し上げられないということでございます。

伊地知参事官 ちょっと補足してご説明いたしますけれども、今言われたように、具体的な場所とか、あるいは特定されていないと調査していますけれども、ただ、これ以外にも幾つか内部告発というか、コンプライアンスの問題、法令を守っていないという問題が幾つかマスコミ等で報じられまして、私共もアメリカ側に、ちゃんと調査をして納得のいく回答を出すように要求しています。それを私達だけでなくて国民の皆さん方に納得していただけるような形でちゃんと発表してくださいということを言っています。具体的には、アメリカ大使館のホームページ等に見解を、その調査の結果等を出して、その中身についても日本の国民の方々に納得していただけるようなものをちゃんと出してくださいということを事務方レベルのときにも強く要求していまして、アメリカ側はそういうふうにやっていきたいというふうに答えております。

渉 秀憲（鹿児島県） 検証を向こうにゆだねているということですね。

伊地知参事官 ただ、今言いましたように、ＳＲＭの除去というのはさっき言ったような形でされていない部分があるということはあったんですけれども、それは輸入条件を我々がやるときにはちゃんと守って、さっき言ったように、全月齢から、全てのものから除去するような形でのプログラムで、それはアメリカ側も監査をするし、我々も査察をやっていくという形で、そこは万全を期していくということでございます。

姫田消費者情報官 よろしゅうございますでしょうか。

では、他の方、大分時間も押し迫ってまいりましたが、折角いらっしゃったんですから、

ぜひ一言ご意見を言っていただいて。

渡辺禎子（熊本市消費者団体連絡会） お世話になります。熊本市消費者団体連絡会の渡辺禎子と申します。

渉さんに先を越されたんですが、私も昨日の新聞をコピーして持ってまいりました。回答を伺っておりましたし、初めからきちんとこの内容を聞いておりますが、私は前回も申し上げましたけれども、いつも裏切られるのは私たちです。一生懸命されていること、そして新聞にもきちんとした報道がなされている、またマスコミが意地悪な発表をされていることも存じてあります。また、夫からも助言をもらって、年がいってますが、一生懸命皆さんのお話を聞いてありますけれども、最終的に日本の中ではあいまいということが何となく許されております。長くお話ししても同じことですが、どうぞ、どうぞよろしくお願いいいたします。私たちは、早く子供や孫から置き去りにされないようにこういうところに参加しておりますけれども、これが力になっていくようにどうぞお力添えをお願いいたします。つたない意見ですが、よろしくお願いいいたします。

姫田消費者情報官 では、しっかりと受け止めてやってまいりたいと思っております。ほかにどなたかご意見ございますでしょうか。

石原美和子（熊本県） 熊本市からまいりました主婦の石原と申します。BSEのことについて直接触れるわけではありませんけれども、今年の2月に県の方のインターネットを見ていて県産牛の試食会というのがあったので参加させてもらいました。そのときに、肥後のあか牛と黒毛和牛と味彩牛というのを試食しまして、とても熊本県のあか牛の廃牛って、ちょっと失礼なんですけれども、その廃牛が肉質的にすごくおいしかったので、黒毛和種というのが日本では有名なすごく品質のいいものだと思っていたんですけども、肥後のあか牛って何とすばらしいんだろうと。とてもおいしい。牧草地で、値段ではないなと思って試食したんです。

それで、今日の表を見ています、肉用種という形で、牧草、補助飼料というのが米国、カナダの方では飼料として出されているようなので、日本の方は濃厚飼料で子牛を育てているなんですかけれども、米国、カナダの方で肥後のあか牛に目をついているというか、BSE対策ということで主婦としてはスーパー・マーケットのお肉の表示だけを見ていたんですけども、その輸出というようなことが実際あるのかどうか。とてもおいしいお肉を熊本県民である私達が食べられなくて、アメリカの方に行くような輸出があるのではないかというのを、ちょっとそのときびっくりしたんですね。そういうことがあります

いように、地産地消がすごく言われていますけれども、地産地消の考え方ですると、県産牛の肉を熊本県の人達が食べられるというのが当たり前の状態であるような形にしていたいと私は思いましたして、この会に出席いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

姫田消費者情報官 ちょっと今の、立場は全然違うんですが、私、熊本県庁の畜産課におりましたものですから、私がお答えさせていただきますと、従来から熊本県で、地域内で、熊本のあか牛、いいのがいるからということで、いろんな意味で地域内での消費を拡大しようということをやっております。残念ながら、大消費地の福岡とか大阪とか名古屋とか東京とかに持っていくざるを得ないものもかなりあります。むしろその中で県あるいは経済連、畜連、みんな努力して、それぞれの地域の中でPR活動をしております。そして、あか牛を売ってくださるお肉屋さん、あるいはそれを使ってくださる外食をご紹介するとか、いろんなことをやってあります。おっしゃるとおり、あか牛は放牧に非常に適した牛でございまして、黒毛和牛ですと、放牧しておきますと、どんどん、どんどん体重が十分にふえないということがあって濃厚飼料をやらないといけないということになります。あか牛は、しっかりと粗飼料、草を食べて大きくなってくれる、それで肥育もできるというような牛でございまして、そういう意味では放牧に適した牛だと思っております。また私共と県庁がしっかりと手を携えてあか牛の振興を図ってまいりたいと思いますし、是非、折角ですから、あか牛を売っている店も県の方で紹介しておりますので、積極的にお買いになっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

県の方、どなたかもし今のことについて発言があれば、畜産課の方が来られていると思っておりますが、どうでしょうか。いらっしゃいませんか。

無ければ、私の話でかえさせていただきます。

では、他にご意見とかございませんでしょうか。

大木弘毅（日本生協連九州地連） 日本生協連九州地連の大木です。すみません、2度目の発言になりました。質問です。

先週、5月8日から5月15日までアメリカの方に、BSE対策に係わる米国及びカナダ現地調査ということで政府の方で行かれていると思うんですけども、今の時点でリスク管理機関として厚労、農水両省の方でアメリカ牛の安全性評価に当たって情報なりデータが不足していると思われている中身についてはどんなことを想定されているのかということと、実際今回どういう点を重点に調査に行かれたのか、ぜひご説明をお願いしたいと

思います。最終的意見としては、米国牛のリスク評価に当たっては、やはり納得のいく必要なデータなり情報をきっちり集めて評価し、管理措置を考えていくべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

平松みどり（生活協同組合コープかごしま） コープかごしまの平松と申します。

今日ずっと聞いてきて、リスクコミュニケーションの場ということでお話を聞いて、アメリカの状況とかを、なるほど、こういうふうになっているのかというふうに聞いたんですけども、先程から 21 ヶ月齢の話も出ていました、食品安全委員会のところで 21 ヶ月以上だけでいいよというふうな答申もいただいたということだったんですけども、諮問するということはある程度そういう想定があるわけですね、あるものを諮問するということに対しては。それで、この 21 ヶ月齢について食品安全委員会の方でパブリックコメントを募集していましたので、コープかごしまとしてもまだ判断できる状況ではないんじゃないかと。この食品安全委員会の結論の中に、2つ留意すべきというふうに添付されていた批判的な意見がありましたけれども、まだ月齢として判断できる位置にいないんじゃないかということに、私なんかは消費者として非常に共感するんです。それで、パブリックコメントも、報道を見ると、7割ぐらいが不安だという、食品安全委員会の今回の月齢の設定については意見があったというふうな、国民の中で、やっぱり不安だよねというのが率直なところだと思うんです。

あと、今回この資料の中で、今回のこの場というのは、アメリカ、カナダにおける BSE 対策の比較とありますけれども、まず状況を知るというのは解るんですが、そのことと説明の流れの中で輸入再開に当たっての考え方というところが私の中で非常に結びつかないんです、なぜここに輸入再開が今の時点であるのかなというのが。20 ヶ月、21 ヶ月で月齢を引くというのも早いと思っているし、そのことを前提にして、今のアメリカの状況、アメリカ、カナダからの輸入を諮問すること自体にちょっとみんな不安を感じているというのがあるんじゃないかなというふうに思います。

姫田消費者情報官 それではまず、米国の現在のこの前行った調査のポイントなり、それからその後どういうふうに食品安全委員会の諮問のときに情報提供していくかという考え方について、参事官の方からお願ひいたします。

伊地知参事官 これまで何度も何度か現地の調査というのはやってきました、今回は飼料規制の関係の調査、それと S R M の除去の関係の調査、それと先程言ったマチュリティーの具体的にどうやってやっていくかということでの調査がメインの調査項目になっておりま

す。これまでいろいろ現地に行って情報収集してきたものとか、今回の調査の結果とかも踏まえて食品安全委員会には情報の提供をやっていきたいというふうに考えております。

それで、現時点で少し不足しているものはどういうものがあるのかということでございますけれども、今言われたようなことは今回調査して情報を入手することができるというふうに思っておりますが、先程の説明でもいたしましたけれども、アメリカはサーベイランスがまだ完全に終わっていない部分がありまして、これが終わった時点でサーベイランスについてもう少し細かい情報がアメリカから提出されるというふうに考えております。これらの情報を食品安全委員会の方に提供して、円滑な審議に役立てていただきたいというふうに考えております。

姫田消費者情報官 それと、7割が不安を感じているというのが食品安全委員会のパブリックコメントでありました。それは食品安全委員会のパブリックコメントなので、その評価についてというよりは、むしろ食品安全委員会が考えられたパブリックコメントではなくて、我々リスク管理機関の方に向けられたものではないかなと思います。それで、まず安全をどう確保していくかということと、それから安心をどういうふうに対応したかということ。これは、昨年の9月にリスクコミュニケーションをしたときの結果にもあるんですけれども、21ヶ月齢ということでございますので、森田さんの方ですか、それとも参事官が答えられますか。

伊地知参事官 パブリックコメントをやった結果を踏まえて食品安全委員会の答申が出されたわけでございまして、その結論を我々は踏まえて国内措置の見直し作業をやっているということで、先程も申しましたが、厚生労働省の省令の改正、これは今全頭検査をやっているものを、21ヶ月齢以上のものを検査するという形での省令の改正。それと、農林水産省では、飼料規制の強化ということで、輸入される一部の飼料、これは混合飼料等についての原料の届け出をしてもらうということと、飼料販売店の届け出の義務化等について、あと農家段階での立ち入りの強化でございますけれども、それについての省令の改正作業をやっているわけでございます。それで、国内措置がそういう形で確定していくと、これは海外に対しても同様の措置を求めていくということでございまして、先程言いましたように、21ヶ月齢以上を検査するということですから、20ヶ月齢以下のものについては検査をしなくてもいいということで、先程の質問の内容に繋がっていくということでございます。あと、SRMについても全部国内では取り除くという措置を引き続きと

っていきますので、これもアメリカに対しては、アメリカは 30 ヶ月齢を超えたものの S R M を除けばいいというふうに国内措置ではされていますけれども、それについても日本の措置に合わせた形で、全月齢を除くようにという形で輸入の条件というのは考えていきたいというふうに考えてあります。

それと、食品安全委員会に諮問すること自体が不安だということですけれども、諮問をして科学的にちゃんと審議をしていただくということで、その審議の結果、答申を我々は尊重してリスク管理措置をとっていきたいということでございまして、審議すること自体が不安ということでなくて、ここで科学的な議論をしていただかなければいけないというふうに考えておりますので、それは科学的な議論をしていただくということです。

それと、根本のところで科学的に安全性に問題がないものを、日本として国際社会の中でその輸入を制限するということはできません。科学的な根拠があれば、科学的根拠に基づいてそういうことはやれるというふうに規定があります。国際的なルールがあります。従いまして、我々は科学的な根拠があるものについて、そういう形での日本の条件を相手国に要求していくということでやっていくということを考えております。

姫田消費者情報官 7割が不安だということについては、今のパブリックコメントはリスク評価機関にされたお話でございまして、評価のやり方とかについてのパブリックコメントをされていたと思います。そういうものを我々の方に、評価機関からリスク管理機関にいただいておりますが、ただ、これについてはむしろ安全性の話ではなくて不安だということでございます。これは、昨年の 8 月から 9 月にかけて厚生労働省と農林水産省でリスクコミュニケーションをやりました。そのときも、生産者の方々あるいは消費者の方々を中心に、若齢牛の検査をやるべきだというようなご議論がありました。そうすることによって市場が不安定になるとか、いろんなご議論がございましたので、厚生労働省の方で、いわゆる規制としての検査は 21 ヶ月齢以上でやるけれども、その不安感、安全性の話ではなくて、国民の不安感を、安心感を確保するために、いわゆる補助事業としてやりたい自治体については補助しましょうというようなことでの結論が出ていたのをあわせて諮問した経緯がございます。そういうことで、あくまでも安心のための議論ということで、そういう補助事業をやっているというところでございます。

大分時間も過ぎてまいりましたので、このあたりで最後といたしたいと思います。是非、今日折角来られたので、何も言わなかったということではなくて、どなたか。

松田 浩（熊本県農協青壯年部協議会） 生産者の松田と申します。よろしくお願ひし

ます。

昨年でしたか、日本人初の変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病でお亡くなりになったというような話を聞きました。その後聞いてみると、たかが1、2ヶ月のイギリスへの滞在期間だったというようなお話を聞いたときに、BSEというのは本当に大きな問題なんだなというものを感じました。その方の食生活なり、調査を行われるというような話をお聞きしておりますけれども、その後どういうふうな行動をされてというのがなかなか聞こえてこないわけでして、解る範囲で構いませんけれども、是非教えてほしいと思います。このように、たかが1ヶ月ぐらいの渡航期間でBSEに、日本人は感染しやすい体质というようなこともお聞きしておりますので、リスクがなるべくないように、アメリカ、カナダの輸入牛肉についても慎重な対応をよろしくお願ひします。

姫田消費者情報官 森田さん、解るところはありますでしょうか。

森田情報管理専門官 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染された方が、これは、英国の滞在によって、そこで食べたものによってという断定ができるわけではございませんけれども、可能性として、そういう滞在があったといったことから、そうしたことが感染の原因として最も考えられるというようなお話だったと思います。こういった情報につきましては、厚生労働省のホームページの中に、厚生科学審議会の疾病対策部会のクロイツフェルト・ヤコブ病等委員会といったことが、そういった原因とか、あとはその2次感染が起こったか起こっていないか、結論としてそういった可能性としては考えられないというような結論ですけれども、こうした情報についても詳しく載っておりますので、そういうことをご参考にしていただければというふうに思います。

姫田消費者情報官 ちょっと十分なあれではなかったので、ホームページとか、それからまた具体的な内容についてのプレスリリースとかがありましたら、先程最初にご紹介いたしました「食の安全・安心トピックス」のメールマガジンをとっていただけるとプレスリリースが解るかと思います。また、積極的に厚生労働省の方もホームページの中で、解ること、出せることについて、個人的な情報もありますから、出せることについては出していただけるものと考えております。

まだ少し時間がありますので、他の方、ありませんでしょうか。

渉 秀憲（鹿児島県） ちょっと注文をしたいんですが、森田さん、あなたは、情報管理専門官と書いているが、さっき言ったSRM除去についてのアメリカの内部告発、この情報を分析していないんですか。もう1ヶ月ぐらい前に、ちょっとまだ前だったと思うん

ですよね。今のところ解らないから問い合わせ中というふうに聞きましたが、正面切ってアメリカ政府がやりますかね。違った角度からの検証はできないんですか、日本として、国として。

それと、村上さんにちょっとお尋ねしますが、この座長代理の辞意の報道の問題ですね、全く根拠がないんですか。これは全国紙で配信されていると思うんですね。ただ表現が、メディアはセンセーショナルにやりますので、お役人の方々が一番嫌う方法だと思うんですね。そういうことでいろいろ受け取り方もあるんでしょうが、私が読んだのは南日本新聞、鹿児島の地方紙で、共同通信社の配信になっているんですよ。これは全国的に配信していますから、大体、ああ、こうなのかというふうに読者は読んでいると思います。もう1回、今ちょっと一笑に付すようなことだったんですが、この理由も書いてあるんですね。それをどう受け取るか、そのお2人に私の意見を含めて申し上げたいんですが。

村上評価課長 ご本人は、金子先生はおやめになりたいというふうには思っておられません。それは確認しました。ただ、金子先生は、何か話がなし崩し的に動いてしまっているのではないかというところにご懸念があるかのようなお話だったので、そういうことであれば、むしろ専門調査会の席上できちんと科学者としてご発言をされればよいのではないかというふうに事務局は思っておりますというところでございます。今おっしゃった記事が出たのは、日本農業新聞と、それから共同通信の配信記事、その2つだけなんです。ですから、きちんとご本人に確認をとられれば、そんなことはないということは明らかだということです。

森田情報管理専門官 先程のことにつきましては、伊地知の方から補足説明がありましたので、そういう対応でございまして、特にこちらから何も言わないというようなことではないというふうに考えております。ただ、問題としては、日本に輸入される牛肉はそういう問題のあるものが来はならないというのは当然の話でございますので、当然のことながら日本側からも査察に行って、ちゃんと適切に除去されているところからのものしか認めないとということでございますので、そこはちゃんと確認をしていきたいというふうに考えております。

渉 秀憲（鹿児島県） そうじゃないよ。情報を早く検証せよということ。はっきりせんでしょうが。そこがあんた方の怠慢よ。情報管理専門官と書いとて情報管理していないじゃないの。

発言者 進めましょう。

4. 閉会

姫田消費者情報官 それでは、時間も予定の時刻を少し過ぎておりますので、このあたりで本日のリスクコミュニケーションを終わりたいと思います。

本日、皆様方からの活発なご意見をいただきまして、ありがとうございます。私共、またこれからリスク管理施策を進めていく上で、リスク分析手法に基づいてしっかりとリスクの低減を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。